

「地方分権時代の

中核市における権限移譲のあり方について」

～円滑な権限移譲に実現に向けて～

報 告 書

(資料編)

中核市市長会

権限移譲検討プロジェクト

目 次

平成23年度アンケート調査の分析

1	はじめに	P 1
2	中核市の分類と各都市パターンの特徴	P 1
3	ヒアリング調査にみる都市像（考え方）	P 8

事務権限等の移譲に関する意向（必要度）調査の集計（平成24年度調査）

総括表	P 1 1
各項目の必要度に対する判断理由	
◎公立小中学校教職員の人事権の移譲	P 1 2
◎公立小中学校教職員定数及び学級編制基準の決定権の移譲	P 1 4
◎公立小中学校教職員の給与・手当等の決定及びその財源移譲	P 1 6
◎埋蔵文化財発掘・遺跡等発見に係る届出・通知の受付事務の移譲	P 1 8
◎保健所設置市は設置する食品衛生検査施設の設置基準の緩和	P 2 0
◎保育所の居室面積に関する基準の緩和	P 2 2
◎市域内道路（国道・県道・市町村道）の一元管理	P 2 4
◎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定、区域区分の決定権限	P 2 6
◎道路構造基準（橋梁に係る設計荷重）の条例委任	P 2 8
◎都市公園の占用許可要件の条例委任	P 3 0
◎大規模災害時における防衛大臣に対する自衛隊派遣要請に関する権限	P 3 2
◎一般廃棄物処理運搬業の許可期間の延長（条例委任）	P 3 4
◎廃棄物処理施設への立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間の廃止（条例委任）	P 3 6
◎特定非営利活動法人の設立認証、立入検査等に関する事務の移譲	P 3 8

地域主権改革一括法（第1次・第2次）に係る条例制定における独自基準

◎独自基準	P 4 0
◎「従うべき基準」とされていることにより主体的な行政運営上、支障を来している事項	P 4 8

平成23年度 アンケート調査の分析

1 はじめに

平成24年3月現在、中核市は41市あるが、立地条件や周辺都市の状況などによって様々な都市形態が存在する。都市形態が違えば、周辺都市との関係の中で果たすべき役割も異なってくるのではないだろうか。

そこで本グループでは、各中核市を分類し、分類された都市タイプごとに分析を行い、それぞれの都市形態に応じた果たすべき役割について研究を行うものとする。

本レポートの構成は、まず、中核市を一定の条件のもとに分類し、分類ごとの都市像を導き出す。次に、各都市へのアンケートやヒアリングをもとに、周辺都市との連携・補完のあり方など、都市タイプに応じた果たすべき役割について考察する。最後に、果たすべき役割を実現するために必要な国・県との役割分担などについて考察を行うこととする。

なお、分類した都市については、今後、この分類に応じた役割を担う必要があるものとして言及しているものではなく、あくまでアンケートを分析する上で分類したものであり、当然のことながら、当該都市の状況や考え方、また、周辺都市等との状況の変化に伴い、担うべき役割というものは今後変化していくものとする。

2 中核市の分類と各都市パターンの特徴

2-1 都市データの取得

中核市アンケートや都市要覧等を基に、都市に係るデータを集約した。(別表1参照)

2-2 分類方法

分類にあたっては、まず、その都市が中心性を持った都市かどうかに着目した。中心性の認定にあたっては、定住自立圏構想の「定住自立圏構想の中心市の要件を満たす市について」の中心市要件により策定された「中心市一覧」に基づき分類を行った。

(1) 定住自立圏構想の中心市の要件を満たす市

函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊田市、姫路市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市

(2) 定住自立圏構想の中心市の要件に該当しない市

川崎市、船橋市、柏市、横須賀市、豊橋市、岡崎市、大津市、東大阪市、高槻市、豊中市、尼崎市、西宮市、奈良市

さらに、(1)のうち、単独で圏域を構成しているかどうかについて着目した。なぜなら、単独の都市を核として圏域を作っている場合と、複数都市が核となって圏域を形成している場合とでは、周辺都市との関わりにおいて違いがあると考えたためである。

そこで、平成17年国勢調査の「常駐地による従業・通学市区町村，男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数（15歳未満通学者を含む通学者－特掲）を使用し、分析を行った。具体的には、まず、通勤率5%以上の中心市の有無について分析を行った。次に、通勤率が5%以上ある近隣の中心市について、都市規模を特例市の要件である人口20万人以上かつ3大都市以外のものについて抽出した。これは、中核市と複数都市で圏域を形成するには、一定以上の都市規模が必要であり、また、逆に3大都市のような大きな都市との圏域の核は考えにくいと判断したためである。この方法により抽出された前橋市、高崎市、倉敷市については、複数都市で圏域を形成しているものとして、上記(1)より除外した。

また、②のうち、県庁所在地の中核市である大津市、奈良市については、中心市としての要件を満たしてはなくても、国・県の機関をはじめとして、行政機関が集中していることもあり、周辺の都市との関係において、行政的な中心的役割を担っていると思われるため除外した。

これらの基準でさらに分類すると次の表1のようになる

(表1) 中核市都市分類

都市タイプ	該当中核市	抽出基準
都市圏単独 中心型 (26市)	函館市，旭川市，青森市，盛岡市，秋田市，郡山市，いわき市，宇都宮市，富山市，金沢市，長野市，岐阜市，豊田市，姫路市，和歌山市，福山市，下関市，高松市，松山市，高知市，久留米市，長崎市，大分市，宮崎市，鹿児島市	定住自立圏構想における中心市の要件を満たし，人口20万人以上の他の中心市への通勤率が5%未満である都市
大都市近郊型 (10市)	川越市，船橋市，柏市，横須賀市，岡崎市，豊橋市，高槻市，東大阪市，豊中市，尼崎市，西宮市	大都市圏等の都市圏に含まれ，中心市要件に該当しない都市
その他 (5市)	前橋市，高崎市，大津市，奈良市，倉敷市	上記2つの都市類型にあてはまらない都市

2-3 データ・アンケートにみる都市の特徴

次に、これらに分類された都市の特徴はどのようなものか別表1の都市データを基にその都市像を分析してみる。なお、ここでは、主な都市像として「都市圏単独中心型」及び「大都市近郊型」についてのみ分析することとする。

2-3-1 都市圏単独中心型の中核市

(1) データからみる都市圏単独中心型の中核市の特徴

- 県庁所在地都市が該当20市中17市
- 人口密度が中核市平均以下24市/26市
- 財政力指数が平均以下18市/26市。財政力指数が「1」を超えている都市は宇都宮市及び

豊田市。

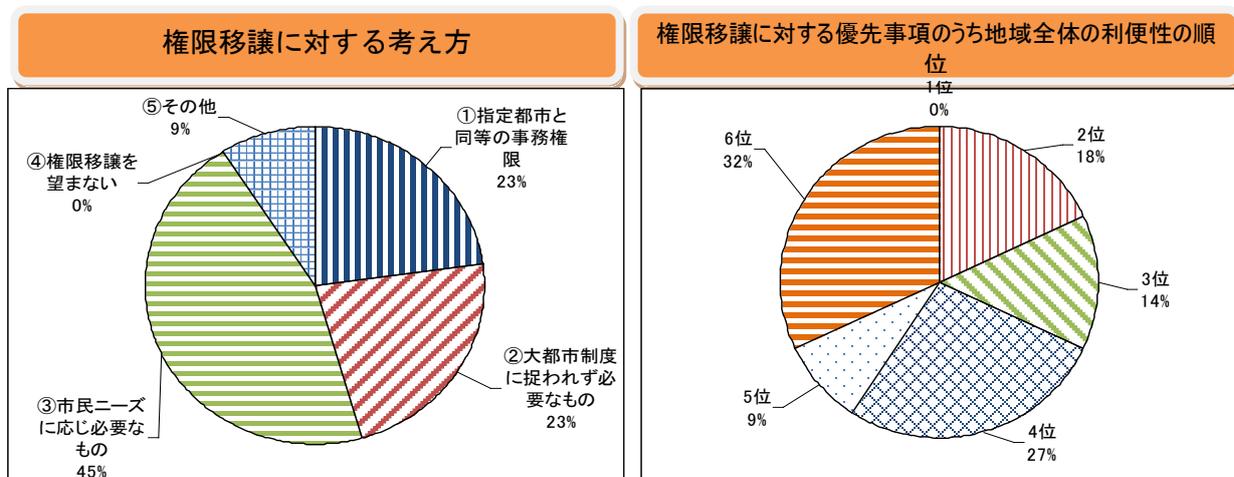
- ➡ DID面積の平均は55.22㎡と中核市平均の52.44㎡とほぼ変わらないが、市域面積に占めるDID面積の割合が平均以下23市/26市

※DID (Densely Inhabitant District) : 1km²に4,000人以上居住する国勢調査の基本単位区等が隣接して、総計で5,000人以上の人口を有する地区を指し、人々が集まる「都市的地域」として捉えられる。ただし、空港、工場、学校等が大きな面積を占めている地区では、人口密度が4,000人未満でもDIDに含まれる場合がある。(出展：平成19年度国土交通白書)

(2) アンケートからみる各都市タイプの特徴

平成23年8月19日から9月2日の間に全中核市に対しアンケートを実施し、回答のあったもののうち、「都市圏単独中心型」に分類した中核市について集計を行った。

<権限移譲に関する質問>

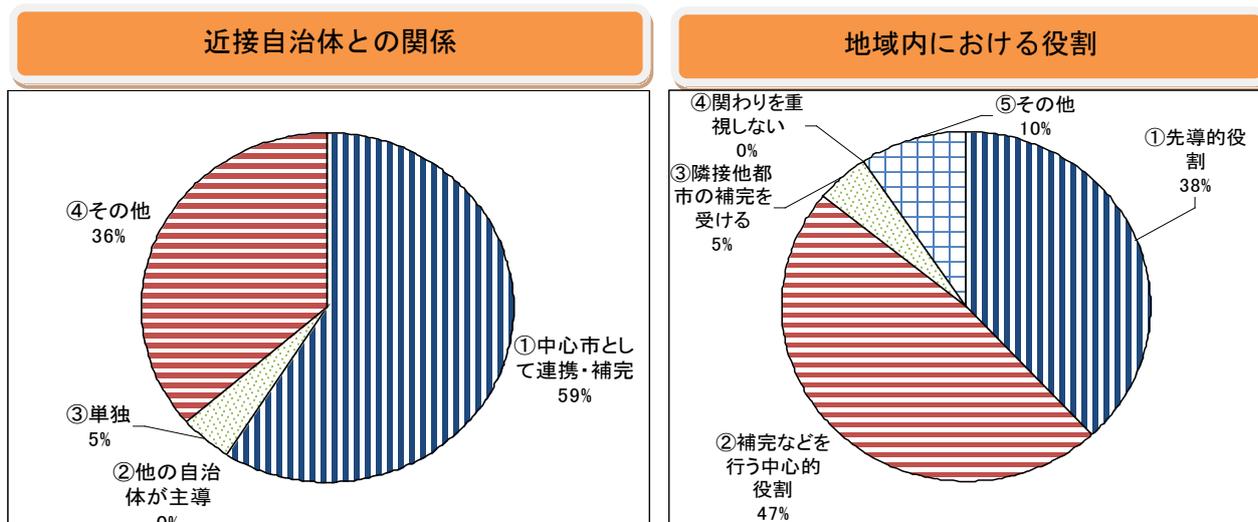


(アンケート結果より)

「権限移譲の考え方」についてのアンケート結果によれば、国等からの権限の移譲はすべての都市において望んでいるものの、政令指定都市並みの権限の移譲を求めている都市は全体の23% (5市)にとどまっており、多くの都市は、地域の状況に応じ、必要と考える権限について権限の移譲を求めている。

また、権限移譲にあたって優先的に考える項目としては、ほとんどの都市が「市民サービスの向上」を一番に挙げているが、一方、地域全体の利便性を重視することを優先順位の上位3位までとした中核市は全体の32%となっている。

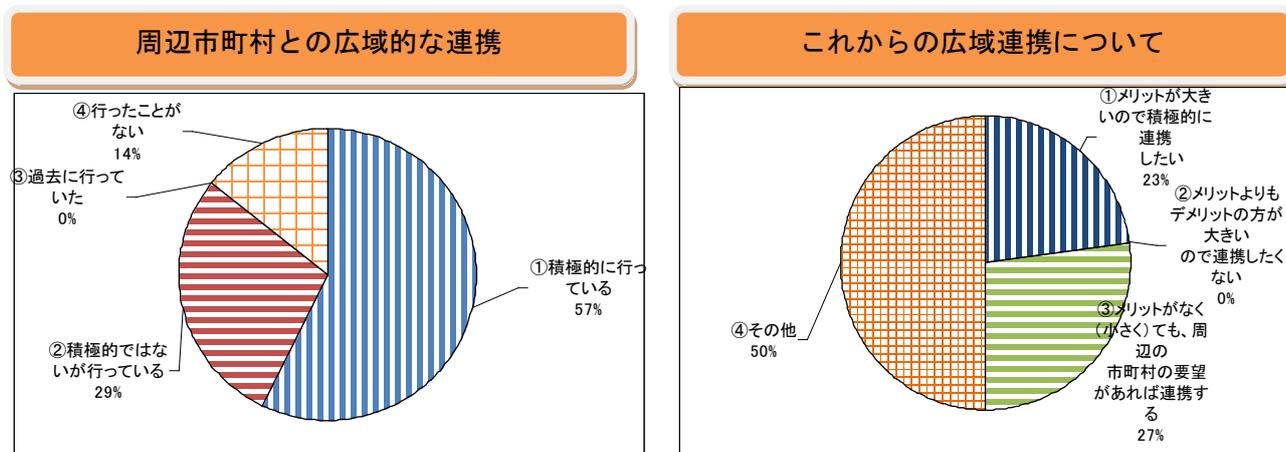
<近隣市町村との関係に関する質問>



(アンケート結果より)

85%の都市については、近接都市との中で中心的な役割を担っており、そのうちの、半数近くの都市は、先導的役割を担っている。また、圏域の中心市としての意識も高く、59%の都市が「中心市として連携・補完」していると回答した。なお、地域内における役割で、関わりを重視しないと回答した都市はなかった。

<広域連携に関する質問>



「④その他」の内容

- ・ 連携できる部分があれば積極的に行いたい、財源など、環境整備が必要
- ・ 広域での対応が必要な環境分野では積極的に推進する必要がある
- ・ 平成23年度より近隣市町と協議会を設置する予定
- ・ 観光面を中心に連携しており、効果を検証した上で連携を行う
- ・ 定住自立圏を活用し、圏域の住民サービスの向上、事業の効率化につながるものについて周辺市町と協議の上積極的に連携したい。
- ・ 各自自治体の自立性、地域性なども尊重した上で連携方法を検討していきたい
- ・ 連携することで圏域全体にとって効果的・効率的なものについて連携していく
- ・ 案件に応じて個別に検討
- ・ 必要な調整をその都度行う
- ・ 要望があればできるだけ連携したい。一方、連携の調整や事務負担を中心市が追うこととなるた

め積極的に連携を進めるのみでいいとは言い難い
(アンケート結果より)

周辺の市町村との広域的な連携については、57%の都市が積極的に行っており、積極的ではないものの連携を行っているものも含めると、86%の都市が何らかの連携を行っている。

今後の連携については、すべての都市が、周辺都市からの要望を含め、連携については前向きであることが判明したが、「メリットが大きいのので積極的に連携したい」と回答した都市は23%にとどまっており、連携を無条件に推進するには、人的負担や財政的負担の増加や迅速な意志決定が出来にくいなどの障壁（デメリット）が大きく影響しているものと思われる。

(3) データ・アンケートからみる「都市圏単独中心型」都市像

以上の(1)及び(2)の内容を踏まえ、「都市圏単独中心型」中核市の都市像を

- ・都市圏単独中心型都市は、一定の圏域における経済的・行政的な中心性をもった都市で、市域は相対的に広く、かつ、郊外が広がっている。
- ・財政的には、自主財源の割合が中核市の中では、相対的に低く、財政的には決して豊かであるとはいえない状況にある。
- ・周辺都市との関係では、現在、圏域の中心的役割を担っており、圏域の中心都市であるとの認識もある。連携も積極的に行っている
- ・しかし、今後のさらなる権限の拡大や周辺都市との連携の拡充については、積極的に取り組もうとする都市は少なく、周辺都市からの要望も含め、必要とされる分野・事業について連携をしていきたいと考えている。

2-3-2 大都市近郊型の中核市

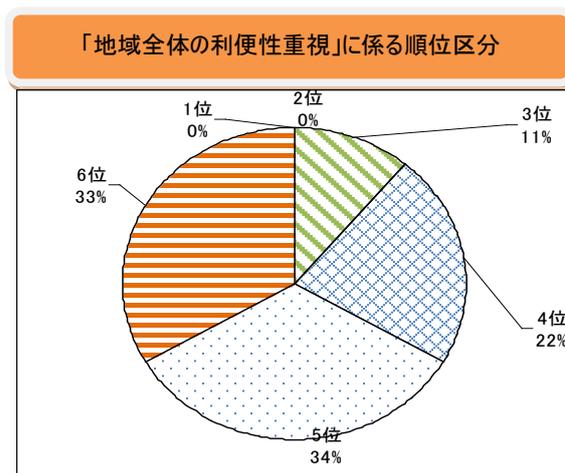
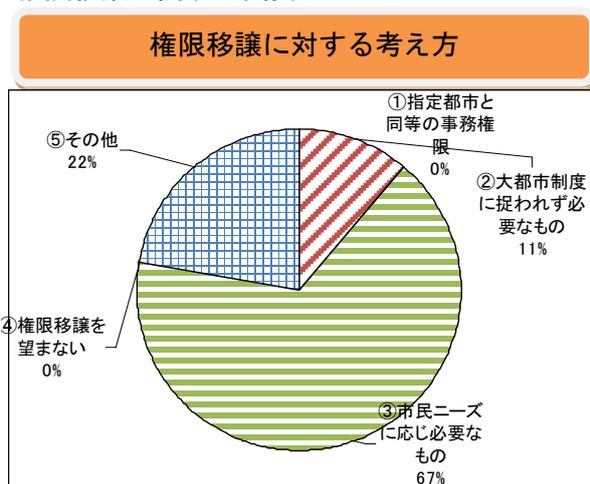
(1) データからみる都市圏単独中心型の中核市の特徴

- 市域面積は中核市平均が467.49㎡に対し、137.63㎡
- 財政力指数は10市中9市において中核市平均以上
- 人口密度は10市中8市において中核市平均以上
- DID面積/市域面積、DID人口/人口について、10市中8市において中核市平均以上

(2) アンケートからみる特徴

「対都市近郊型」に分類した10市のうち、回答のあった9市について集計を行った。

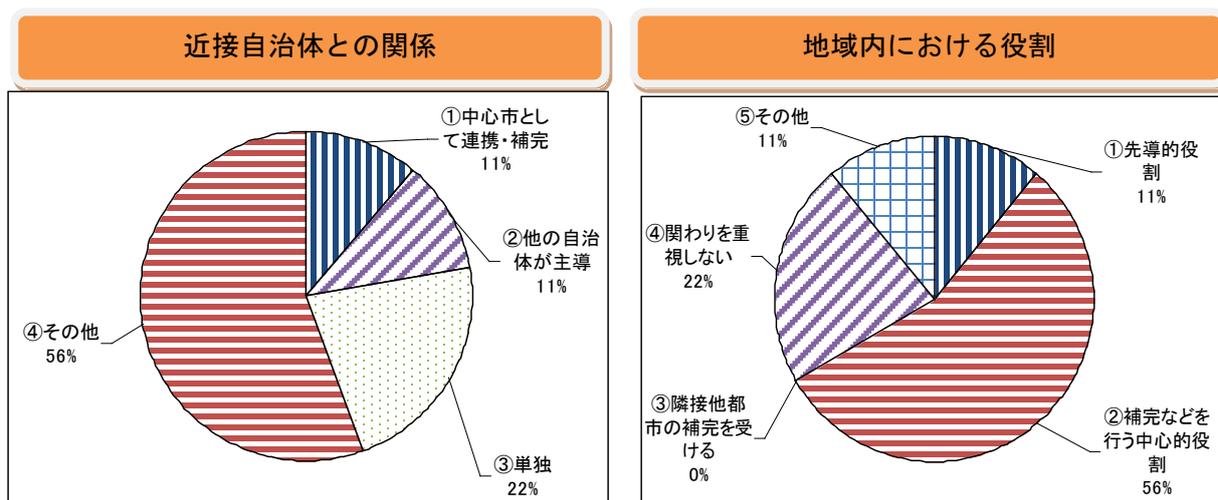
<権限移譲に関する質問>



(アンケート結果より)

権限の移譲については、政令指定都市と同等の事務権限を望む市はなく、半数以上の都市が、「市民ニーズに応じ必要な」権限の移譲を求めている。また、移譲にあたっては、ほとんどの都市は、「市民サービスの向上」を一番に挙げているのは「都市圏単独中心型」と同様だが、地域全体の利便性を上位（1～3位）としている市は1市（11%）のみ。

<近隣市町村との関係に関する質問>



近接自治体との関係「④その他」の主な内容

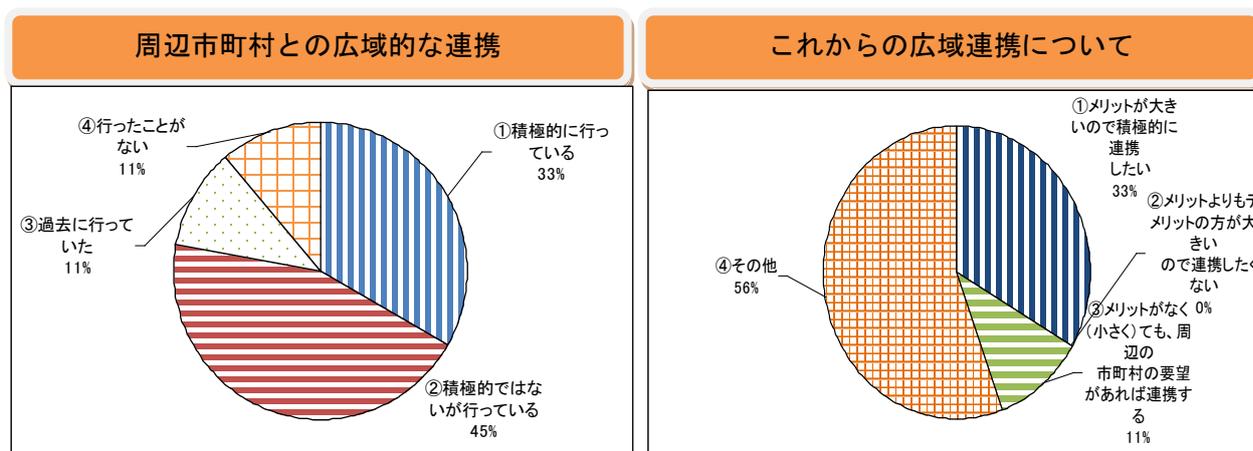
- ・消防行政については、一部事務組合として隣町と対等に連携。その他、任意のまちづくり協議会を設置し、関係市町と対等に連盟を図っている。
- ・本市の近接自治体は一定の規模を有していることから、特に本市と近接自治体の関係は依存関係ではなく、事務事業ごとに必要な連携を行っている関係にある。

(アンケート結果より)

近接自治体との関係は、中心市として連携・補完と回答した市は1市（11%）となっている一方、単独と答えた市は2市（22%）であった。その他の回答からも、近接自治体との関係は、依存関係というよりは、対等もしくは、それに近い関係にあると考えられる。

また、地域内における役割は中心的役割を担っていると思っている都市が67%ある一方で、関わりを重視しないと考えている都市も22%ある。

<広域連携に関する質問>



「④その他」の主な内容

- ・まずは本市の自立・持続性の確立を最優先とした上で、人材や財源が伴うのであれば、メリットがなくとも、周辺市町の要望があれば連携について検討する。
- ・広域的な課題や市境の問題に対しては、必要に応じて、周辺都市と連携し、対応する必要があると考える。
- ・本市は政令指定都市と隣接している。したがって、それぞれが自ら事務を完結できる能力を有すると理解し、当該指定都市と広域連携を行う土壌がなかったため、これまでは必要な場合に、その他の近隣市と連携してきている。しかし、現在検討されている特別自治市構想における連携に本市としてメリットが見出せるのであれば、将来的に大都市との連携の可能性もある。
- ・個別の案件ごとにメリット・デメリットを検討した上で、広域連携を行うか判断していく。
- ・メリット・デメリットをしっかりと見極め、市民サービスの向上につながるような連携を検討していきたい

(アンケート結果より)

周辺都市との連携については、78%の都市が現在、連携を行っている。今後の連携については、積極的に連携したいと思っている都市の割合は、「都市圏単独中心型」とさほど変わらないものの、その他の回答などより、「都市圏単独中心型」と比較して、個別の連携事案について、当該市にとってメリット・デメリットを検討し、実施を判断する市が多いと思われる。

(3) データ・アンケートからみる「大都市近郊型」都市像

- ・市域は広くはなく、人口密度は高い
- ・財政的には比較的豊か
- ・周辺都市も一定の規模のある都市も多く、これまでも中心的な都市として先導的役割を果たしてはなかったものの、個別に必要なものについて、連携や補完を行ってきている。
- ・このため、市民ニーズを充実させることを中心とし、この考えのもと、権限移譲や周辺都市との連携を行っている。

3 ヒアリング調査にみる都市像（考え方）

3-1 ヒアリング調査の目的

次に、これらの特徴を有するそれぞれの都市は、どのような考え方を持っているのであろうか。また、今後の権限移譲・連携について、どのような課題を持っているのだろうか。そこで、各都市タイプから1市を抽出し、都市の現状、周辺都市との関係、連携・補完に対する意識・考え方などについてヒアリングを実施し、問題をさらに掘り下げてみることにした。

3-2 ヒアリング内容について

(1) 都市圏単独中心型

①都市の現状について

- ・中核市になぜなったのか（中核市となって何をしたかったのか）

⇒当時の経過については不明である。

<参考>

平成7年9月臨時会、中核市移行について、所管の総務常任委員会の審査報告を受けて、賛成討論への市長答弁要旨。「指定を通じてどんなことが期待されるのか。住民に身近な行政をより自主的、主体的に展開をしていけるものと期待を抱いている。さらに、全国に664の市があるが、その中で政令指定都市に次ぐ都市として格付をされることにより、名実ともに中枢基幹都市たるにふさわしい活力に満ちた世界都市の形成につなげていきたいと思っている。」

※当該市議会の会議録検索システムから、会議録の一部を引用し、要旨を記述。

②周辺都市の状況について

- ・どの都市で圏域を構成しているのか、圏域都市の財政状況、都市規模

⇒当該市も入れて6市町。その人口の合計は、703,216人。

（平成22年3月末、住民基本台帳は、当該市：444,125人、A市：113,340人、B市：35,145人、C町：46,293人、D町：37,544人、E町：26,769人。）

2014年の北陸新幹線開業を見据えて、周辺地域の連携による官民一体の地域連絡会を平成20年7月に設置。また、平成21年広域市町村圏協議会廃止後、中央都市圏連絡調整会議を年数回の事務担当者会議として開催。

圏域行政全般（自治法改正、一括法）についても検討している。

- ・何か周辺都市とのとりまとめ事務を行っているか

⇒近隣自治体との情報共有のため、当該市が協議会で座長・庶務などを行っている。

広域窓口行政サービスについて検討している。

とりまとめまでは実施していない。（個別の部局での取り組みはある。）

③周辺都市との関係について

⇒観光関係の協議会など単独事業の連携はある。

④圏域に対する認識

⇒特に、圏域という意識はない。

⑤権限移譲に対する考え方

⇒圏域における権限移譲について、定義や考え方が分からない。

⑥周辺都市との連携・補完に対する意識・考え方について

⇒⑤と同様、分からない。

(2) 大都市近郊型

①都市の現状について

- ・中核市になぜなったのか（中核市となって何をしたかったのか）

⇒政令指定都市の法定要件（50万人）並みの人口を擁しながら、何ら都市としての位置づけがなかったことから、中核市要件緩和を機会に都市の機能、存在感及び市民の愛着を高め、併せて職員の意識改革を図りたいと考えた。

②周辺都市の状況について

- ・どの都市で圏域を構成しているのか、圏域都市の財政状況、都市規模

⇒行政目的ごとに圏域があるものの、固定的な圏域はない。

- ・何か周辺都市とのとりまとめ事務を行っているか

⇒上記のとおり、一部の事務ではとりまとめしているものもある。

③周辺都市との関係について

- ・周辺都市との関係は？

⇒独立対等である。

- ・そのような状況になったのはいつから？

⇒市制施行当時から。

- ・なぜ、そのような関係になっていると考えているのか

⇒お互い財政的にほぼ充足しており、相互補完的关系を求めないから。

- ・今後はどういう関係を築いていきたいか？

⇒補完すべき事務が生じた場合は、積極的に協力しあうべき。

④圏域に対する認識

- ・圏域に対する認識（圏域・都市圏を意識しているか？）

⇒行政は、業務上の圏域や都市圏を当然意識しているが、本市周辺部一体が平野であり、市街地が連続しているため、市民にとっては圏域の意識は薄いと思われる。

- ・都市圏全体の課題認識（課題意識を持っているか）

⇒少子高齢化、人口減少等を意識している。

⑤権限移譲に対する考え方

- ・移譲を受けて何をどうしたいのか（何が必要、なぜ必要）

⇒扶助費的サービス充実等の住民要望に応えるための権限と財源を受け、都市機能の強化を図りたい。

⑥周辺都市との連携・補完に対する意識・考え方について

- ・どんな連携を行っているか

⇒事務組合（斎場、特別養護老人ホーム）

競馬組合

鉄道利用促進協議会

駐輪場の共同設置 等多数。

- ・その連携を行った経緯は？
⇒個々の行政課題の解決。
- ・どのような考えで行っているのか
⇒効率性の向上，災害時の連携，広域的課題の解決等。

事務権限の移譲等に関する意向(必要度)調査の集計(平成24年度調査)

総括表

回答数: 40市/48市
(平成24年7月31日現在)

移譲事務・権限の項目	貴市における必要度			
	是非必要	必要	どちらとも言えない	不要
◎教育に関する分野				
公立小中学校教職員の人事権	14	9	13	4
公立小中学校教職員に定数決定権限及び学級編制基準	14	9	13	4
公立小中学校教職員に給与・手当等の決定権限及びその財源移譲	13	9	13	5
市域内文化財保護に関する事務	4	6	15	15
◎福祉保健分野				
保健所設置市が設置する食品衛生検査施設の設置基準 (「従うべき」→「標準」又は「参酌すべき」)	9	7	15	9
保育所の居室面積に関する基準の緩和 (「従うべき」→「標準」又は「参酌すべき」)	2	3	13	22
◎まちづくりに関する分野				
市域内道路の一元管理	3	3	18	16
都市計画決定権限の移譲	3	7	16	14
道路の構造基準の条例委任	2	8	11	19
都市公園の占用の許可要件の条例委任	1	9	15	15
◎災害分野				
防衛大臣に対する自衛隊の災害派遣要請権	6	15	12	7
◎環境分野				
一般廃棄物処理運搬業の許可期間の延長	0	7	15	18
廃棄物処理施設への立入検査をする職員の身分を示す 証明書の有効期間の廃止	5	10	15	10
◎その他				
特定非営利活動法人の設立の認証、立入検査等に関する事務の移譲	5	5	13	17

【移譲事務・権限の項目】 公立小中学校教職員の人事権

	判断した理由	都市区分
是非必要	地域の実情に応じた特色ある教育の実践や地域の課題に主体的に取り組むことが可能となることから、必要度は高い。	1
	中核市として、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保することにより、質の高い義務教育の実施や児童生徒一人ひとりへの手厚い教育の実現を図るため。	1
	本市としては、地元意識・愛郷心の強い教職員により、市の行政と一体的な教育行政を進めていきたいと考えているため。また、教育機関は、災害等の緊急事態にも迅速に対応する必要があり、地元出身の方が緊急出勤しやすいという一面もある。	1
	教職員の地域への帰属意識の高まりや勤務意欲の向上とともに、採用時から一貫した人材育成が可能となるなど、より一層の教育効果が期待できる。	1
	主体的で質の高い義務教育の実現を図り、地域の教育に熱意をもって取り組む人材の確保と育成を一体化し、計画的な教育行政を展開していく必要があると考える。そのためには、教職員の人事権、給与負担権、学級編制権が揃って、中核市へ早期に移譲されることが必要不可欠なことと考えており、人事権の移譲を早期に実現し、確実に財源等の移譲が行われることが必要と考えるため。	1
	地域の実情に応じた主体的な教育施策を、効果的に実施するためには、人事権、給与負担や教職員定数の決定権、学級編制基準を一元的に中核市等へ移譲することが適当である。	1
	地域に根ざした教員のもと、特色ある学校教育を進めたい。優秀な教員の確保が大切であり、独自の教員養成を進めていきたい。	2
	政令指定都市が有する事務であるため。 現在、姫路市は「県から市町への権限移譲検討会議 中核市部会」において、政令市並みの権限移譲を念頭に県と協議しており、移譲される事務に見合う財源と人員が確保されることを前提に判断した。	1
	教職員の服務監督権限を持つ市町村教委が教職員の資質等をよりの確に把握している。人事権を持つことで、各学校により適材を配置することができるようになる。	1
	激しい社会変化の中、教育に関するニーズの多様化、いじめ・不登校の対応など、喫緊の課題が山積している教育行政においては、義務教育の抜本的な見直しが求められており、基礎自治体が主体性を発揮し、創意工夫による質の高い教育行政を展開するとともに、地域の実態にあった教育改革を推進することが必要とされている。 このため、地方の権限と責任の明確化や一体化、また、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保するためには、既に中核市に移譲されている研修権に加え、人事権など公立小中学校教職員に係る権限の移譲が必要不可欠である。 なお、人事権移譲に当たっては、人事権に係る経費の確実な財政措置も必要不可欠である。	1
	地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するための権限と責任の明確化や一体化を図る必要があり、また、地域においては、それぞれの実情、文化、伝統等を理解し、地域の子どもを慈しむ心を有する教職員が求められており、地域に密着した自治体が人事権を持つことが適切かつ合理的であるため移譲が必要であると考え。また、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するためには、権限だけでなく、それに伴う財源の移譲が必要となる。	1
	県費負担教職員は市町村の職員であるものの、教職員の意識は任命権を行使する都道府県に向いており、市町村への帰属意識が乏しいという課題が指摘されている。学校設置者として、教育の責任を負う市町村が、より主体性を発揮し、創意工夫を生かした特色ある教育を行い、保護者や地域に信頼される学校づくりを実現していくためには、地域に根ざした教育を行おうとする意識をもった優秀な教職員の人材確保が必要であり、そのことが、より質の高い教育、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながると考えている。 また、教職員に係る研修については、本市独自に実施しているものの、養成した教職員が結果的に他市町村に異動することもあり、費用対効果の面で懸念があるのが現状である。 本市としては、こうした観点から、人事権の移譲を早急に実現し、児童生徒・保護者・地域・市民にとって満足度の高い教育の実現を目指していきたいと考えている。	1
中核市に移行することにより、市独自の県費教職員研修が実施できることになるが、人事権及び関連する権限が移譲されない限り、市独自の教育体制が整わないと考える。		
必要	地域の実情に応じた優秀な人材の育成・確保を図る上では、採用や懲戒を一体的に有するべきことが大切であることから、人事権についての権限は必要と考えるため。	1
	地域の実情に応じた優秀な人材の育成・確保を図るためには、採用から懲戒までの任用権を一体的に有すべき。	1
	教職員の人事については、責任の曖昧さがあることや地域の実情に合った教育内容の充実をより図るため、財源移譲を伴った人事権等の移譲は必要と考える。ただし、人事事務やそこにおける組織及び財源、また教職員人事の広域化等、多くの課題の克服が前提となる。	1
	市独自で多彩な人材を採用することができる。教員の地元に対する帰属意識の高まりが期待できる。県の動向をにらみながらの採用でなく、計画的かつ迅速な採用が可能になる。また、それに伴って市内の人事異動を円滑に行うことができる。しかし、教員の質の維持という観点から、一定の受験者数を市が単独で確保していかなければならないという課題もあり、当面は県の支援が必要となることも想定される。	1
	本来、採用・研修・異動の一体的な移譲により教員の市職員としての意識の向上が図られるとともに、中核市として本市が行っている特色ある研修が教育現場で発揮できるものと考え。	3
	本市においては、都市化に伴う他市町村にはみられない教育課題があり、その解決のための教員配置が求められている。一定の学校数があり地域内で人事異動が完結できることによって、各校の課題解決のために適材適所の人材配置を行うことが可能となる。さらに、教職員の年齢構成等の課題を踏まえた採用や人事配置を行うことで、各校の教職員構成の適正化や学校現場の活性化を図ることができる。	1
	現行制度において、公立小中学校の設置主体は市町であり、教員の服務監督権も市町に属するので、任免及び異動等の人事権も市町がもつべきである。一方で、長崎県の場合、市町によって教職員数に格差があることや島部も多いことから、市町立学校教職員の交流人事は必要である。	1

必要	現行制度の下では、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっていることに加え、研修権のみ移譲を受けても、研修した人材が、人事異動により他自治体へ転出するという実態があるため。	1
	学校の設置者である市は、教職員の状況が把握しやすく、適材適所の人材配置等が可能となり、教育委員会の施策の推進を図りやすくなるため、必要と判断します。しかしながら、人事権と合わせて給与を市が負担することになる場合は、権限移譲に伴う財源が保障され、給与等の市への財政負担が生じないよう国・県からの財政措置を強く求める必要があると考えます。	
どちらとも言えない	人件費が全額担保されていない状況から、「どちらとも言えない」とする。	1
	多くの過疎地域を抱える本県では、全県人事を行う必要がある。全県に占める教職員数の多い本市が独自の人事権を持つこととなれば、非常に影響が大きいことから、県と権限移譲の協議も行っていない。	1
	現在、明確に記載できる事項はありません。	3
	新規採用者についての経験人事については県の人事異動方針により決められているが、異動に行き詰まりを感じる一方で、人事権移譲については、ハード面・ソフト面で見通しが立たないため。	2
	市独自で教職員を採用できることにより、多彩な人材を確保することができるが、採用事務をすべて市単独で行うことは負担が大きい。	2
	特色のある教育を推進していくためには、市の教育方針や施策を理解する情熱あふれる人材の確保は最重要なことと考える。しかし、採用から任用・配置に係る事務を現体制で行うことは不可能であり、今後十分な計画と準備を要すると判断する。それに伴う新たな財政負担も発生することから、今後慎重に検討すべき事項と考える。	2
	神奈川県においては、人事について、市の内申権が十分に尊重されており、ほぼ、市の内申どおりの人事が行われており、実質、市が人事権を持っている状況である。また、県内に3つの政令指定都市があり、教員採用事務を独自で行うことになった場合、十分な応募者が集まらないことが考えられ、教員の質の低下につながる可能性がある。	2
	国の動向を見ながら、市長部局と教育委員会が協議し、現状把握や課題について検討していく必要がある。	2
	権限移譲についてはメリット・デメリットの両方があり、先行して実施されている地区の状況を勘案して判断していきたい。	2
	基礎自治体である市町村が特色ある独自の教育行政を推進するためにも、人事権が移譲されることは望ましいが、採用や異動における公平性の確保や移譲に伴う事務量増加に対応可能な人的手立て、安定的な教育を推進するための確実な財源確保などの課題があり、慎重な検討が必要と考えている。	2
	市の実情に応じた効果的な人事上の対策を講じるために、教職員の人事権や教職員定数の決定権限及び学級編制基準の権限移譲が県から市に行われることは必要であるが、同時に給与・手当等々の決定権限とともにその財源移譲が行われなければ効果的な対応は困難なため。	2
	隣接する岡山市が政令指定都市となっており、すでに人事権を有している。優秀な人材を確保する上で困難な状況が予想される。	3
人事権の移譲については、積極的に取り組むべき事項であるが、移譲後の財源の確保や優秀な人材の確保、事務量の増加等の解決すべき課題も多い。	1	
不要	現状では、県と連携をとりながら市として特色ある教育行政を展開できている。また、移譲に伴う体制の整備等を考えると現状のままでもよいと考える。	3
	現在においても、県は市の意向を反映させた配置ができている。	2
	移譲にあたっては、人事権、定数・学級編制基準、給与費負担の3点については一括して移譲されるべきと考える。 本市は広島県備後圏域発展の中心的役割を担っており、中核市のみへの移譲では、近隣市町にとっては本市との人事交流がなくなり、人事刷新による教育現場の活性化を図ることが困難となる。本市と近隣市町の人事交流による相乗効果も勘案し、より広いエリアでの移譲が好ましいと考える。 また、懲罰委員会や健康審査会、給与事務等、新たな機構の設置や大幅な人員増加による財政的課題が生じることから、現段階においては、より慎重に検討すべきである。	1
	給与・手当の決定権限及びその財源移譲については、人事権が移譲される際には不可欠である。また定数決定権限については、人事権が移譲された場合には移譲されることが望ましいが、それぞれの項目を分けて必要性を議論することは適当ではないと考える。これらの権限の移譲の根幹となるのは人事権の移譲であると考え、任免及び異動の人事権を基礎自治体単体で持った場合、人材の確保に支障をきたす恐れがあり、人事異動も当該自治体の範囲でしか行えなくなるので、その必要性を強く感じてはいない。	—

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 公立小中学校教職員定数及び学級編制基準の決定

	判断した理由	都市区分
是非必要	今年度から、市独自の学級編制が可能となっている。 財源が確保できれば、定数を超える教職員を配置することは、現状でも可能である。	1
	定数決定権限によるきめ細かな指導を行うための教員の確実な配置や養護教諭、事務職員の定数配置拡大及び独自の学級編制基準による少人数教育の推進の一層の実現を図るため。	1
	本市の地域性を考慮した教育環境を構築していくため。また、児童生徒数の変動に対し、年度途中でも柔軟に対応できるようにするため。	1
	義務教育の実施主体者である市町村が、学校の状態を見極めて、柔軟な学級編制や教職員の配置を行うことができるようになる。また、それぞれの学校においても、地域や学校の実情に応じた特色ある教育活動の実践が可能となる。	1
	主体的で質の高い義務教育の実現を図り、地域の教育に熱意をもって取り組む人材の確保と育成を一体化し、計画的な教育行政を展開していく必要があると考える。そのためには、教職員の人事権、給与負担権、学級編制権が揃って、中核市へ早期に移譲されることが必要不可欠なことと考えており、人事権の移譲を早期に実現し、確実に財源等の移譲が行われることが必要と考えるため。	1
	地域の実情に応じた主体的な教育施策を、効果的に実施するためには、人事権、給与負担や教職員定数の決定権、学級編成基準を一元的に中核市等へ移譲することが適当である。	1
	現場の実情に合った編制が可能となり、教育効果が期待できる。	2
	より一層、地域の実情に応じた教育を実現するためには、市町における学級編制裁量の拡大が必要である。学校の実情に応じた弾力的な運用を進めたい。	1
	各学校の課題や運営状況をより的確に把握している市町村教委が、定数決定権限及び学級編制基準の決定権を持つことにより学校をサポートしやすくなり、臨機応変に対応できる。	1
	激しい社会変化の中、教育に関するニーズの多様化、いじめ・不登校の対応など、喫緊の課題が山積している教育行政においては、義務教育の抜本的な見直しが必要とされており、基礎自治体が主体性を発揮し、創意工夫による質の高い教育行政を展開するとともに、地域の実態にあった教育改革を推進することが必要とされている。 このため、地方の権限と責任の明確化や一体化、また、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保するためには、既に中核市に移譲されている研修権に加え、人事権など公立小中学校教職員に係る権限の移譲が必要不可欠である。 なお、人事権移譲に当たっては、人事権に係る経費の確実な財政措置も必要不可欠である。	1
地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するための権限と責任の明確化や一体化を図る必要があり、また、地域においては、それぞれの実情、文化、伝統等を理解し、地域の子どもの心を慈しむ心を有する教職員が求められており、地域に密着した自治体が人事権を持つことが適切かつ合理的であるため移譲が必要であると考えます。また、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するためには、権限だけでなく、それに伴う財源の移譲が必要となる。	1	
現状、本市には、学級編制基準及び教職員配当基準等がないため、学校で様々な問題が生じた際、学校設置者として、その賠償責任のみが求められている状況がある。しかしながら、今後は、人事権移譲に伴い、財源の移譲についても同時に行うことで、学校の実情に応じた教職員の人事や定数措置、少人数学級の編成などを行い、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実に努めていきたいと考えている。	1	
中核市に移行することにより、市独自の県費教職員研修が実施できることになるが、人事権及び関連する権限が移譲されない限り、市独自の教育体制が整わないと考える。		
必要	特色ある魅力的な教育を実践するためには、教職員定数と学級編制また加配教職員等についても独自に弾力的な運用をする必要があると考えるため。	1
	地域や学校の実情に応じた教育を実現させるためには、加配教職員等も含めて市町村の裁量権を拡大すべき。また、きめ細かな学級編成を弾力的に実施できる権限を委譲すべき。	1
	教職員の人事については、責任の曖昧さがあることや地域の実情に合った教育内容の充実をより図るため、財源移譲を伴った人事権等の移譲は必要と考える。ただし、人事事務やそこにおける組織及び財源、また教職員人事の広域化等、多くの課題の克服が前提となる。	1
	基礎定数を市が自在に動かすことは、学校間格差や不公平感を生む可能性がある。一方で、少人数指導や日本語指導の配置に市の裁量があるのは実態に応じた配置ができるので、ありがたい。	1
	地域の実情に即した教育を行うための学級編制基準、教職員定数についても、市単独で行っている特色ある教育推進には欠かせないものであり、人事権と一体的な権限の移譲が必要であると考えます。	3
	教員定数も学級編制も教育活動の根幹をなすものであり、併せて移譲されることが望ましいと考える。ただし、教職員増につながるものであるため、財源の確保が不可欠である。	1
	長崎県では市町によって児童生徒数に格差が大きいことや島嶼部も多い。地域の実情に即した教育を行うためには、定数決定権限及び学級編制基準は市町がもつべきである。	1
	本件を人事権と一体的に移譲することが、真の地方分権であり、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するために必要だと思われるため。	1
学校の設置者である市は、教職員の状況が把握しやすく、適材適所の人材配置等が可能となり、教育委員会の施策の推進を図りやすくなるため、必要と判断します。しかしながら、人事権と合わせて給与を市が負担することになる場合は、権限移譲に伴う財源が保障され、給与等の市への財政負担が生じないよう国・県からの財政措置を強く求める必要があると考えます。		
どちらとも言えない	人事権と関連することであり、これも、人件費が担保されていない状況から、「どちらとも言えない」とする。	1
	人事権と一体の運用が必要である。	1
	現在、明確に記載できる事項はありません。	3

どちらとも言えない	本市では市独自の少人数学級編制を行っている。また、定数については、県に対し、学級数規模による定数の見直しを求めている。しかし、人事権移譲との関係で現在は困難である。	2
	定数や学級編制基準についての権限が移譲されれば、各学校の実情に応じた対応が可能になるが、財源の保証がなければ実現は難しい。	2
	今年度より学級編制の弾力的運用に関しては協議事項ではなくなったことから、定員配置基準内での限定はあるものの市町村の計画で運用がしやすくなっている。もちろん決定権が移譲されるメリットは大きいですが、人事権と財源との一体的な移譲でないといけないと考える。	2
	教員数の確保や財源確保が必要となる。	2
	国の動向を見ながら、市長部局と教育委員会が協議し、現状把握や課題について検討していく必要がある。	2
	市に財源がない中では国及び府基準で学級編制を行わざるを得ない。	2
	人事権の移譲と合わせて検討する必要があるし、上記(人的手立て、安定的な教育を推進するための確実な財源確保など)のとおり、慎重な検討が必要と考えている。	2
	市の実情に応じた効果的な人事上の対策を講じるために、教職員の人事権や教職員定数の決定権限及び学級編制基準の権限移譲が県から市に行われることは必要であるが、同時に給与・手当等々の決定権限とともにその財源移譲が行われなければ効果的な対応は困難なため。	2
	定数の決定は、国の基準に基づいて県が行っており、定数の財源保証を伴わずに、市が決定することが困難である。	3
学級編制と教職員定数は、基本的には県と同様な体制が必要であると考えている。	1	
不要	現状では、県と連携をとりながら市として特色ある教育行政を展開できている。また、移譲に伴う体制の整備等を考えると現状のままでよいと考える。	3
	他地区との教育の格差を生まないという視点から必要ないと考えている。	2
	移譲にあたっては、人事権、定数・学級編制基準、給与費負担の3点については一括して移譲されるべきと考える。 本市は広島県備後圏域発展の中心的役割を担っており、中核市のみへの移譲では、近隣市町にとっては本市との人事交流がなくなり、人事刷新による教育現場の活性化を図ることが困難となる。本市と近隣市町の人事交流による相乗効果も勘案し、より広いエリアでの移譲が好ましいと考える。 また、懲罰委員会や健康審査会、給与事務等、新たな機構の設置や大幅な人員増加による財政的課題が生じることから、現段階においては、より慎重に検討すべきである。	1
	給与・手当の決定権限及びその財源移譲については、人事権が移譲される際には不可欠である。また定数決定権限については、人事権が移譲された場合には移譲されることが望ましいが、それぞれの項目を分けて必要性を議論することは適当ではないと考える。これらの権限の移譲の根幹となるのは人事権の移譲であると考え、任免及び異動の人事権を基礎自治体単体で持った場合、人材の確保に支障をきたす恐れがあり、人事異動も当該自治体の範囲でしか行えなくなるので、その必要性を強く感じてはいない。 (学級編制基準について) 23年4月の法改正により、都道府県学級編制基準を原則としながらも、市教育委員会が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級編制を行うことができるようになってきている。 ※この問について、学級編制基準単体で考えれば、このとおりとなるが、教職員定数の配置が都道府県学級編制基準により配置されているのを市町村教育委員会の学級編制基準により配置することを求めているのであれば、教職員給与等の財源 移譲とともに検討していく必要があると思われる。	—

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 公立小中学校教職員の給与・手当等の決定及びその財源移譲

	判断した理由	都市区分
是非必要	権限と責任の一体化の観点から、人事権とセットでの移譲が重要であるため、必要度は高い。	1
	財源については十分な協議と準備が必要であるが、財源に裏付けられた人事権、定数決定権及び学級編制基準権が必須であるため。	1
	採用権を含む人事権の移譲を実現するためには、財源移譲が必要不可欠であるため。	1
	定数決定権を行使するためには、給与等の決定権限(給与負担)を持つことが必要不可欠である。また給与等決定権を行使するためにはその財源確保が不可欠であるが、その際には、義務教育費国庫負担金制度や地方交付税の適用だけでなく、税源移譲等も含めた財源移譲を求める必要がある。	1
	主体的で質の高い義務教育の実現を図り、地域の教育に熱意をもって取り組む人材の確保と育成を一体化し、計画的な教育行政を展開していく必要があると考える。そのためには、教職員の人事権、給与負担権、学級編制権が揃って、中核市へ早期に移譲されることが必要不可欠なことと考えており、人事権の移譲を早期に実現し、確実に財源等の移譲が行われることが必要と考えるため。	1
	地域の実情に応じた主体的な教育施策を、効果的に実施するためには、人事権、給与負担や教職員定数の決定権、学級編制基準を一元的に中核市等へ移譲することが適当である。	1
	人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、地域の実情に応じた主体的な教育施策の実現が可能となることから、給与負担についても適切な財源確保を前提に移譲することが強く望まれる。また、給与関係事務を執ることになる事務局には、市町独自予算での増員が必要であり、人事権移譲に向けた事務処理に要する経費等に対する確実な財源措置も講じなくてはならない。	1
	今後、人事評価と給与が連動していく可能性が大きい中、上記の人事権や定数決定権限及び学級編制基準決定権を持つところが、給与・手当の決定権限を持つのは当然であり、その財源移譲も市町村になされることで、より人事権が有効に働くことになると考える。	1
	激しい社会変化の中、教育に関するニーズの多様化、いじめ・不登校の対応など、喫緊の課題が山積している教育行政においては、義務教育の抜本的な見直しが求められており、基礎自治体が主体性を発揮し、創意工夫による質の高い教育行政を展開するとともに、地域の実態にあった教育改革を推進することが必要とされている。 このため、地方の権限と責任の明確化や一体化、また、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保するためには、既に中核市に移譲されている研修権に加え、人事権など公立小中学校教職員に係る権限の移譲が必要不可欠である。 なお、人事権移譲に当たっては、人事権に係る経費の確実な財政措置も必要不可欠である。	1
	地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するための権限と責任の明確化や一体化を図る必要があり、また、地域においては、それぞれの実情、文化、伝統等を理解し、地域の子どもを慈しむ心を有する教職員が求められており、地域に密着した自治体が人事権を持つことが適切かつ合理的であるため移譲が必要であると考え。また、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するためには、権限だけでなく、それに伴う財源の移譲が必要となる。	1
定数決定権限及び学級編制基準を要求する以上は、給与・手当等の決定権限及びその財源移譲を伴うものと考えており、理由については、上記「定数決定権限及び学級編制基準」と同様である。	1	
中核市に移行することにより、市独自の県費教職員研修が実施できることになるが、人事権及び関連する権限が移譲されない限り、市独自の教育体制が整わないと考える。		
必要	人事権者と給与負担者は一致すべきなので、給与・手当等の決定権とそのための財源移譲も必要と考えるため。特に、市区町村の財源基盤や景気に左右されない確実な財源保障の確保は、教育の一定水準維持のためにも必須であると考え。	1
	人事権と給与負担は本来一致すべきであり、地方への負担転嫁とならない確実な財源を確保した上で移譲すべき。	1
	教職員の人事については、責任の曖昧さがあることや地域の実情に合った教育内容の充実をより図るため、財源移譲を伴った人事権等の移譲は必要と考える。ただし、人事事務やそこにおける組織及び財源、また教職員人事の広域化等、多くの課題の克服が前提となる。	1
	市の財政に新たな負担がかからないという前提で、財源移譲が必要と考える。	1
	人事権、定数決定権限や学級編制基準の事務権限のみならず、中核市として主体的・計画的な教育行政の推進を図るためには、最も重要なファクターである「財源」を含めた一体的な移譲が不可欠であり、人事権者と給与負担者は一致することが望ましいと考える。	3
	人事権を移譲する主旨からすると任命権者が給与負担することが望ましい。財源を移譲すれば市の負担となり、退職金等解決しなければならない課題もあるので、交付税措置や補助金等によって財源が確保されることが必要である。	1
	人事権者と給与負担者を一致させることで、教職員が地域に根差した意識を持つことに繋がり、地域の実情に応じた教育施策の実現が可能となるため。	1
	本件を人事権と一体的に移譲することが、真の地方分権であり、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するために必要だと思われるため。	1
学校の設置者である市は、教職員の状況が把握しやすく、適材適所の人材配置等が可能となり、教育委員会の施策の推進を図りやすくなるため、必要と判断します。しかしながら、人事権と合わせて給与を市が負担することになる場合は、権限委譲に伴う財源が保障され、給与等の市への財政負担が生じないよう国・県からの財政措置を強く求める必要があると考えます。		
どちらとも言えない	移譲後に発生する業務に係る人件費が担保されていない状況から、「どちらとも言えない」とする。	1
	人事権と一体の運用が必要である。	1
	中核市独自の給与・手当も考えたいが、それを実行する条件整備が整う見通しが立たないため。	2
	財源を含めた移譲でなければ市独自でおこなうことは難しく、段階的に考えると、教職員の給与、手当等はこれまで通り県での負担を要望する。	2
	人事権の移譲のためには、給与等決定権及び財源の移譲は必須条件と言える。しかし、現時点では財政負担の増加に見合う財源措置が確実ではないこと、また、上記記述のように人事権移譲には様々な課題もあることから、今後慎重な検討を要すると思われる。	2

どちらとも言えない	財源が移譲されたとしても、給与支払い事務にかかる経費等は市の負担となり、大幅な人員増と経費負担の財源確保が必要となる。	2
	国の動向を見ながら、市長部局と教育委員会が協議し、現状把握や課題について検討していく必要がある。	2
	権限移譲についてはメリット・デメリットの両方があり、先行して実施されている地区の状況を勘案して判断していきたい。	2
	人事権の委譲と合わせて検討する必要がある。上記(人的手立て、安定的な教育を推進するための確実な財源確保など)のとおり、慎重な検討が必要と考えている。	2
	市の実情に応じた効果的な人事上の対策を講じるために、教職員の人事権や教職員定数の決定権限及び学級編制基準の権限移譲が県から市に行われることは必要であるが、同時に給与・手当等々の決定権限とともにその財源移譲が行われなければ効果的な対応は困難なため。	2
	給与・手当等を市が決定するためには、県並みに組織体制を整備することが必要であり、現状では困難である。	3
	給与・手当については、基本的には県と同様な体制が必要であると考えている。	1
不要	現状では、県と連携をとりながら市として特色ある教育行政を展開できている。また、移譲に伴う体制の整備等を考えると現状のままでよいと考える。	3
	他地区との教育の格差を生まないという視点から必要ないと考えている。	2
	給与負担については、安定した財源の保障という面も考慮し、現状のまま、県の負担でよい。	2
	移譲にあたっては、人事権、定数・学級編制基準、給与費負担の3点については一括して移譲されるべきと考える。本市は広島県備後圏域発展の中心的役割を担っており、中核市のみへの移譲では、近隣市町にとっては本市との人事交流がなくなり、人事刷新による教育現場の活性化を図ることが困難となる。本市と近隣市町の人事交流による相乗効果も勘案し、より広いエリアでの移譲が好ましいと考える。また、懲罰委員会や健康審査会、給与事務等、新たな機構の設置や大幅な人員増加による財政的課題が生じることから、現段階においては、より慎重に検討すべきである。	1
	給与・手当の決定権限及びその財源移譲については、人事権が移譲される際には不可欠である。また定数決定権限については、人事権が移譲された場合には移譲されることが望ましいが、それぞれの項目を分けて必要性を議論することは適当ではないと考える。これらの権限の移譲の根幹となるのは人事権の移譲であると考えているが、任免及び異動の人事権を基礎自治体単体で持った場合、人材の確保に支障をきたす恐れがあり、人事異動も当該自治体の範囲でしか行えなくなるので、その必要性を強く感じてはいない。	—

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 埋蔵文化財発掘・遺跡等発見に係る届出・通知の受付事務

	判断した理由	都市区分
是非必要	文化財保護法第93条の届出に対する指示事項を判断するための所在調査や試掘調査を、本市において国補助事業及び市単独事業で実施するとともに、指示の内容や根拠を掲げた文書の作成も本市で行っているものの、事務処理件数に応じた交付金は県に配分されている。その一方で、本事務に係る県から交付される補助金は減額が続き、市の負担が増加し続けていることから、事務移譲が適正と考えます。	1
	発掘に関する届出及び指示等の事務の簡略化と期間の短縮が図られる。また、土木工事等に直接指示できることから、よりスピーディにきめ細かい対応ができるようになる。	1
	届出受理から行政指導までの事務処理期間を短縮することが可能となり、遺跡の保護と開発との調整がより向上し、行政サービスの推進となるため。ただし、届出の範囲等については十分な検討が必要である。	1
	土木工事等のための発掘に関する届出(文化財保護法第93条)等、埋蔵文化財保護に関する事務の多くは、市町教育委員会を通じて県教育委員会が審査・指示等を行っているが、とくに民間開発事業等ではきわめて迅速な対応が要求されており、遺跡の状況や周辺の調査成果について情報を蓄積している市町教育委員会が直接審査・指導を行うのが望ましいと考えられる。	1
必要	文化財保護法93条については、群馬県では既に権限移譲されている。同法92条及び96条については、権限移譲により事務処理期間の短縮が見込まれ、即応的な対応が可能となることから、その必要度が高い。	3
	届出等の処理件数が多く、また、実質的には市が処理している事務であることから、事務処理の円滑・迅速化を図る上で権限移譲が必要と判断する。	1
	文化財保護法第92条及び第93条の届出事務については、都道府県への副申及び都道府県からの伝達文書の事務が軽減されるため必要と考えられる。また、工事施工主に対する迅速な文書の通知という点からも必要であると考えられる。 なお、これらの事務は、文化財保護法第184条第6号及び同法施行令第5条第2項により、都道府県の教育委員会及び政令指定都市の教育委員会が行うこととされているが、いずれも形式的な事務のため、中核市においても同様の事務の権限を移譲されることの問題よりも、事務の簡略化につながるメリットが大きいと考えられる。	2
	法第92条・第93条については、既に「奈良県事務処理の特例に関する条例」によって、各条第1項(届出の受理)の事務を行っている。 第96条については、過去実績が極めて少ないものであるが、実質窓口は市であり、事務効率からみて1項(届出の受理)のみであれば、市で処理することは差し支えないと考える。	3
	事務処理を迅速に行なうことができる。 事業者と直接対応して状況を把握するため、きめ細かい対応ができる。	1
	「地域固有の文化財は地域の責任において適切に保護・活用する」という文化財保護の基本理念の実現には、地域住民等と自治体の相互理解と協力関係の構築が必須であると同時に、権限に基づく自治体主体、且つ一貫性のある責任ある行政運営が不可欠であると考えられるため。	1
どちらとも言えない	届け出等に係る事務の効率化が期待できるものと考えられるが、現在、本市においては、積極的に権限移譲を求めるほどの支障は生じていないため。	1
	現状では必要としている事務はない。	1
	文化庁長官への届出に要する事務を簡素化することができる一方で、埋蔵文化財の保護については全国一律の基準が必要であると考えられるため。	1
	前橋市では、すでに93条と96条の権限が群馬県から独自に移譲されているが、現在までのところ業務内容や結果に目立った変更はなく、移譲による効果があまり見られなく、92条についても同様であると思われるため。	3
	富山県では、埋蔵文化財保護措置の判断は最終的に県教育委員会が行っており、事務処理が問題なくされているため、富山市においては必要度は低い。	1
	メリットもデメリットも考えられるため、この件に関しては単純に要・不要を決められない。(県や他中核市との議論が必要。)	1
	当該事務が基礎自治体に移譲されれば、事務処理上の簡素化が進むと判断されるが、客観的な事実認定作業と広域な単位で統一見解のもとに実施していく必要がある。	2
	事務の簡素化や手続きに要する時間短縮を図ることが望ましいが、当該事務は近隣各市において一定の基準に基づく取扱いが不可欠であり、現状の取扱いによって埋蔵文化財の保護が図られていると考えている。	2
	文化財保護法第92条・93条・96条における届出等についての指導等事務においては、現状の取扱いによって埋蔵文化財の保護が図られていると考えるため。	2
	現状でも発掘届が提出された際の対応などは市で判断している。このため積極的に権限移譲を求める必要性は低いと考えます。	3
	市域内文化財保護に関する権限が中核市へ移譲されることにより、手続きの迅速化が図られるが、その一方、地理的条件、歴史的背景等の事情を踏まえ埋蔵文化財の発掘に関する要綱や基準が都道府県単位で定められていることからすると、都道府県単位で判断するほうが望ましいと考えるため、どちらとも言えない。	1
	92条の調査のための発掘に関する届出受付等については、実務上、市内の届出は、市教育委員会が受付している状況であるが、年間10件程度である。また、96条の遺跡の発見に関する届出、停止命令等についても、同様に市内の届出は、市教育委員会が受付している状況であるが、10年間で1件程度である。さらに、93条の土木工事等のための発掘に関する届出及び指示については、県教育委員会の受付から指示まで、短期間で処理されているため、現状で問題はない。	1
	権限移譲された場合、とくに確認調査・発掘調査等の措置が必要となる場合について、現在よりも著しく迅速な対応が求められることになるが、それを実施するための専門職員数と補助を含む予算的な裏づけが不十分であるため、現時点での権限移譲は時期尚早である。	1
	文化財保護については、中核市移行に関する庁内会議でもあまり積極的な意見は出ていないため、「どちらとも言えない」とした。	
中核市移行に伴う事務も平成25年度から取り組むため、現段階ではどちらとも言えない状況である。		

不要	<p>移譲条件として、埋蔵文化財に関する専門的な知識・技術を有する職員の配置、並びに埋蔵文化財保護のために必要な指示・命令等ができる職員体制の維持・継続が北海道から提示されているが、現在本市では当該職員が1人体制という配置状況であり十分な対応ができる体制が整っていないため。</p>	1
	<p>文化財保護法第92条のうち国・県以外が実施主体となるもの、同93条及び96条のうち、国営・県営事業以外のものは、岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則により、市が届け出の受理等を行っている。 また、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)において埋蔵文化財保護に基本となる方針や標準を都道府県教育委員会が定めることが求められている。埋蔵文化財の保護に係る指示等を中核市教育委員会が行った場合、都道府県教育委員会に指導内容と齟齬をきたす可能性がある。 以上のことから、権限移譲は必要なく、現状のままでよい。</p>	1
	<p>当該事務は、文化財保護法や文化庁の取扱基準に基づく、いわば全国一律的な性質であり、本市独自の対応が必要とされるものではないと考えている。 なお、開発側との協議において、高度な判断を要する事案については、県の専門職員が対応しているが、処理件数等から判断して、市民サービスの面でも特段の問題はないと考える。</p>	1
	<p>埋蔵文化財包蔵地に関する取扱いについては、県がガイドラインを示し、統一的な運用を行っており、適切に対応ができているため。</p>	1
	<p>埋蔵文化財包蔵地内の開発に関わる事務は、統一した基準に基づいて行う必要がある。同一の開発業者への回答が市町村ごとに異なってはならないので、県教育委員会で統一をとるべきである。</p>	2
	<p>受付については特例条例にて移譲済み。そのほかの事務については、デメリットが大きいため不要と考える。</p>	2
	<p>文化財保護法92、93、96条の権限移譲が、文化財保護の向上に繋がるとは考え難い。 また、92条の「禁止、停止若しくは中止」の基準、93条の「その他必要な事項」として解されている原因者の費用負担の根拠、96条の「損失を補償」する方法など、国・県レベルでさえ整備できなかったものを、中核市レベルで、もしも際に法廷で争えるだけの制度として整えることはできない。</p>	2
	<p>神奈川県と市町村の役割分担では、権限移譲可能な条件として、埋蔵文化財専門の正規職員を2名以上配置することとなっており、人事面での将来的な約束が発生してしまうため。 また、訴訟になった場合に被告になるなど、権限者としての責任と負担が発生するため。 なお、文化財保護法92・93・96条等の受付などに関しては、すでに県教育委員会から権限移譲されている。</p>	2
	<p>・法第92条は、民間発掘調査会社の発掘調査の許認可でもあり、その判断を行うと、県内での基準に不統一が生ずる。法第93条も同様に、発掘調査の要・不要を判断し指示するもので、県内での基準に不統一が生ずる。 ・法第96条は、遺跡発見＝埋蔵文化財包蔵地としての網をかけることであり、県内での統一性が無くなる。また発見後の現状の変更停止命令等も同様である。</p>	2
	<p>現行制度では、文化財保護法による埋蔵文化財の発掘調査の指示等は県教育委員会が行っているが、現状のシステムで円滑に進められており、改めて事務権限の移譲を受ける必要性がないため</p>	2
	<p>県内全域で統一的な判断基準による文化財保護行政を行う必要があるため。</p>	1
	<p>記載項目の事務について、本市では申請書類等の受領事務は現在すでに行っている。また、受付した後、許可までを含む事務については専門職員が不足していることもあり、特に必要性は感じられない。</p>	1
	<p>文化財保護法第93条、96条の届出に係る指示については、原因事業者等に対し一定の不利益または負担協力を強いることがあるため、埋蔵文化財の取り扱いについて原因事業者等と直接的に交渉・協議する自治体が単一で判断し行政指導を行うのは好ましくないとされる。また、法92条の発掘調査の届出については、今後、民間発掘会社等による調査なども予想されることから、その取扱いについて一定の指針が必要になってくるとされる。県内全域において統一的な見解に基づく公平かつ適切な判断・行政指導を行ううえで、権限委譲は困難と考える。事務処理については、通常は県への進達後2週間程度で通知されており、遅滞しているとは考えていない。</p>	1
	<p>現状で支障がない。</p>	1
<p>本市は都の教育委員会とやりとりしているが、現在の都と市の役割分担で十分機能している。</p>	—	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 保健所設置市が設置する食品衛生検査施設の設置基準

	判断した理由	都市区分
是非必要	食品衛生法施行令の一部改正により、都道府県等が食品衛生法第29条第1項又は第2項の規定に基づき設立する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準が、都道府県等の条例に委任されたため。また、厚生労働省令により、基準を定めるに当たって従う又は参酌すべき基準が示されており、当市では、その内容に沿って条例(案)を作成することとしている。	1
	動物を用いた検査は、特殊かつ当市においては稀な検査であるため、委託することとしている。市保健所設置以来実績は皆無であり、今後も委託により十分対応可能と考えるが、現行法令では地域の実情によらず「従うべき基準」のとおりに条例化しなければならない。	2
	本市においては、政省令で定められていた設備の一部については整備されていないが、本市で直接実施できない検査については、同法第28条第4項の規定に基づき登録検査機関や県との協定による依頼検査により、施設を備えているのと同様に支障なく実施しているところである。よって、食品衛生検査施設の設備については「参酌基準」とし、各自治体の状況に応じた裁量での設定を認めるべきものと思われる。	2
	「従うべき基準」で設けることとなった『動物飼育室』については、本市においても必要性が希薄であることから、地域の実情に応じて定める「参酌すべき基準」に改めるべきである。	2
	「従うべき基準」となっている動物飼育室等は、本市においては必要性が希薄であり、これらの基準は自治体の地域性や必要性といった実情を考慮し、「参酌すべき基準」に改めるべき。	2
	食品衛生検査施設の設置基準による整備機器・施設等は、自治体の地域性や必要性を考慮し「参酌する基準」に改め、権限移譲の必要性がある。	1
	食品に関する多様な検査に対応しつつ、保健所検査施設においては地域性や緊急性を考慮し重点的に検査する必要がある。法に登録検査機関への委託ができる条文があることから、施設および検査に要する機械、器具の設置について必ずしもすべてを整備しないことも可能となるよう、現状の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」にすべきと考える。	1
	この設置基準については揃えなければならない機械・器具が決まっているが、各自治体の実情によっては県や登録検査機関との連携により、必ずしもすべて揃える必要はないと考えられるため「参酌すべき基準」とすべきである。	1
提案市同様、動物飼育室等は、本市においては必要性が希薄であり、これらの基準は自治体の地域性や必要性といった実情を考慮し、「参酌すべき基準」に改めるべきと考えます。		
必要	「従うべき基準」として食品衛生検査施設に諸設備を設置しなければならないこととなったが、当市において独自にそのような設備を有する必要性は乏しいため、基準の緩和は必要と考える。 (なお、これまでポツリヌス毒素の検査等で動物試験が必要な際は道立衛生研究所へ依頼することとなり、今後も同様の取扱いになるよう現在北海道および国と協議中である。)	1
	食品衛生法施行令第8条において、保健所設置市は食品衛生検査施設の設備等について条例で基準を定めなくてはならないと記載されていることから、設置基準を設ける必要がある。	1
	全国統一ではなく、地域の実情に即した検査施設の設置基準は必要であると考え。但し、基準については、提案市の見解どおり、各自治体の地域性や必要性といった実情を考慮し、「従うべき基準」ではなく、「参酌すべき基準」が望ましいと考える。	2
	本市においても食品衛生検査施設に「動物飼育室」はない。現状の必要性も希薄であることから、「参酌すべき基準」にするべきと考える。	2
	本市においても、「従うべき基準」とされている施設の設備に関する基準に含まれる動物飼育室や嫌気培養装置は、その必要性が低い。各自治体の必要性や地域性といった実情に合わせて考慮できるよう、「参酌すべき基準」に改めるべきと考える。	3
	川越市と同様、本市においても必要性が希薄であり、地域の実情に応じた基準に改めるべきである。	3
	自治体の主体性や地域性に富んだ食品衛生行政の推進の観点から、「従うべき基準」→「参酌すべき基準」に改める必要があると判断する。	1
どちらとも言えない	既に条例委任されている基準として、現在、内容を検討中のため	1
	機械器具の設置については全国一律の最低基準が必要であるが、現在の基準では本市においても、動物飼育室等必要性の希薄な機械及び器具はあるため、自治体の地域性や必要性といった実情を反映することができるよう、「参酌すべき基準」に改めるべきと考える。	1
	財源や人員の確保が必要となるため、現状では適正な道路の維持管理が困難である。	1
	本市では、検査施設の動物飼育室、電気炉及びガスクマトグラフについては、現在、取り揃えていないが、県との技術的支援協定による県衛生研究所及び登録検査機関において支障無く、実施できているため。	2
	「動物飼育室」については、現状ではマウスゲージを設置している部屋をそれとみなし対応することを予定している。しかし、権限移譲等の主旨に従えば川越市提案のとおりと考える。	2
	本市においては、現在の基準と異なる内容を定めるべき状況ではないことから、直ちに権限の移譲が必要であるとは考えていない。	1
	本市の現状では、動物飼育室等の設備や純水装置等の機械及び器具を全て備えているため「従うべき基準」でも問題なく、事務権限等の移譲の必要度は低いが、今後、施設の改修や機器の更新等を考慮すると「参酌すべき基準」に改めた方が柔軟に対応できるので好ましい。	1
	本市においては、2検査施設を設置していますが、両施設とも省令で規定する施設設備等を具備しているため特段問題はありませぬ。しかしながら必要性の面から考えた場合は、地域性等を考慮した基準を制定できることを望みます。	2
	規定する、しないによる市民生活への直接的影響がないため。	2
	検査能力の全国標準化を図る観点から、裁量権が制限されるのはやむを得ないと考える。	1
	当市でも動物飼育室については「参酌すべき基準」とするほうが望ましいように考えます。	1
保健所整備時に設置はしたものの、これまで試験等の実績がないため。	1	

どちらとも 言えない	動物飼育室の設備に規定が無いので、現在の設備でも解釈の仕方に対応可能と考えるため	1
	省令(食品衛生法施行規則)では例示列挙のような表現になっているため、本市では、動物飼育室等の設置が必須とは考えていない。そのため「参酌すべき基準」にすべきかどうかの判断に至っていない。	—
	平成27年4月の中核市移行に伴い、市立保健所の開設を目指しているが、保健所内で行う業務の具体的な内容を検討中であることから「どちらとも言えない」とした。	
不要	本市においては、「動物飼育室」は設置されていないが、必要時登録検査機関への検査依頼ができるため、条例の基準には設けない。	1
	設置すべき室・装置については、委託などで対応可能であるため。	1
	本市は、保健所設置の段階から、動物飼育室等の食品衛生検査施設を設置しており、今後も当該施設は必要であることから、「従うべき基準」で問題ないため。	1
	当該設置基準は、改正前の食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則と同様の内容である。「従うべき基準」であれば、あえて条例委任する必要性は希薄であったと考える。	3
	施設の設備に関する基準について、国が「従うべき基準」を設定しているのであれば、事務権限を移譲されなくても同じであるから。動物飼育室や必要な機械器具等は、自治体の実情により各検査の重要性が異なることを考慮し、自治体の裁量にまかせるべき。	3
	・本市の状況:食品衛生検査施設に動物飼育室は整備されていない。 ・条例の整備状況:平成24年12月議会へ基準を定める条例を上程する予定。内容は、改正法の「従うべき基準」のとおり規定する予定。 ・本市の考え方:改正前の食品衛生法施行令において、食品衛生検査施設の基準には「動物飼育室」を設けるべき施設として規定されていたが、本市を含む多くの自治体で整備されていない状況である。本市では、当該施設での検査が発生した場合、県等へ検査委託することで対応してきた。条例に「従うべき基準」と同じ内容で基準を定めたとしても、規定内容がこれまでと変わるわけではなく、対応もこれまで通りで問題ないと考えている。	1
	現状の「従うべき基準」で問題がないため。	1
	各市における事情を考慮していただきたい反面、食中毒等における最低限の調査・検査能力を確保する観点から、全国一律基準は必要であると考えられるため。	1
食品の規格基準試験・健康危機管理に対応するため、食品衛生検査施設の設置基準を「従うべき基準」として定めることは必要であると考ええる。	1	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 保育所の居室面積に関する基準の緩和

	判断した理由	都市区分
是非必要	保育育への入所は、広域入所(市内在住者が他市の保育所を利用すること等)の制度があり、国から示された一定の基準により、一定の保育サービスが確保されるため。	3
	待機児童数が多いこともあり、保育所の居室の面積基準を弾力的に運用することで、速やかな待機児童の解消に向けた施策展開が可能となるため。	1
必要	児童の保育環境や安全面を第一に考慮すれば、居室面積の全国一律の基準が必要であると考え、自治体の地域性や必要性といった実情を反映することができるよう、「参酌すべき基準」に改めるべきと考える。	1
	乳児において、特に0歳については、月齢により同じ保育室内でも、保育の内容が違い、安全のためにも国基準を従うべきであるが、待機児童の解消においては、今後、検討する必要がある。	2
	従うべき基準から標準または参酌すべき基準とすることは、地方自治体の裁量権の拡大に繋がるものであること、また、保育所の居室面積に関する基準の緩和は、より多くの児童の受入れを可能にすることから待機児童が解消され、子育て環境の整備に効果が見込めることから必要である。 一方、基準の緩和は、保育行政の重要な課題の一つである入所児童の保育環境の維持・向上を図れなくなるおそれがあり、特に、居室面積は保育所設備基準の根幹を成すものであり、特例措置においても対象市町村や期間を限定しており、面積基準の緩和等を実際に行うかどうかについては慎重な検討を要する。 本市においては、施設整備や保育士の確保等、ハード、ソフト両面からの待機児童対策により一定の効果が現れており、今後の待機児童の状況も見極めながら対応する必要があると考える。	1
どちらとも言えない	本市では、少子化の影響等により待機児童の発生がないことなどから、現時点で提案市の理由による居室面積に関する基準の緩和を求める状況にはないため。	1
	本市において、現時点では、基準緩和をしなくても待機児童の解消に向けた施策展開が可能と考えているが、今後さらに待機児童数の推移を見守る必要があるため。	1
	本市においては、条例制定に際し、これまでの国の基準を緩和する予定はないことから、「従うべき」という位置づけで特に支障はない。ただし、基準緩和が中核市一律に適用されることについて異論はない。	1
	待機児童が多い地域においては保育所を整備すべき土地の確保が困難な地域もある。一括法の趣旨を考えれば、地域が地域の実情に即して参酌して決めることは大切と考える。しかし、本市においては、基準を緩和する考えをもっていないため、左記の回答とした。	2
	本市の待機児童数の実情から、保育所の居室面積について基準を緩和するに至っていないため。	2
	保育所の居室面積に関する基準を緩和することは、待機児童を解消するための有効な手段のひとつである一方、保育環境の低下につながるおそれも懸念されることから。	1
	本市では待機児童はないので、保育環境の水準を引き下げる必要はないが、中核市は保育の実施主体であるとともに、保育所の認可・指導監督を行っており、居室面積の基準を定める権限が付与されることは望ましいと考える。	1
	本市においては、待機児童がおらず、最低基準の範囲内で運用できている為。	2
	これまで本市は待機児童数がそれほど多くないという状況であったが、ここ2年では明らかに増加傾向にあるものの、待機児童解消に向けて、認可保育所の建替え、増改築、又は分園新設による定員増等、既存の保育施策の実施により対応を図ることとしている。従って、現時点では、市独自で面積基準の弾力的運用を図る必要度は低いと考えるが、今後の待機児童数の推移次第では、必要度が増す可能性がある。	2
	待機児童の解消を名目としている点では賛同できるが、一方で保育の質を軽視し、単に量的な児童の受け入れを増やすことになり、子どもの安心・安全な成長発達する権利を侵害するのではという見方もあり、本市の民間保育所設置認可基準や現行での指導監査状況を踏まえ、基準緩和が必要か慎重に検討したい。	3
	居室面積基準は、制定から60年以上保育の質(安全・安心)を確保するために必要とされてきた基準であり、緩和するにも安全・安心面での根拠が見当たらないのが実情であるため、本市においては、先進市の取組みにおける影響等が検証されるまでは、必要ないと考えている。ただし、地域の実情に応じて効果があるのであれば、検討の余地があると考え。	1
本市においても待機児童解消は重要課題であるが、現時点では児童の処遇確保の観点から、保育室の面積基準緩和は考えていない。しかしながら、待機児童の多い都市部などで政策的に基準を運用する必要性は認める。	1	
待機児童解消については、先進市と同様に対策に苦慮しているが、居室面積に関する基準を緩和することは、即待機児童の解消に繋がれるのか、他の弊害が発生することはないのかなど疑問があるため「どちらとも言えない」とした。		
不要	本市においては待機児童がゼロの状況であり、現時点では現在の基準面積で十分需要を満たしており、面積を縮小する必要はない。	1
	本市においても待機児童は重要な課題ではあるが、敷地等、大都市とは状況が異なり、弾力的に運用すること以上に入所児童の処遇の問題の方が大きいと考えられるため。	1
	本市においては、待機児童がいないことから、居室面積基準を緩和する必要性がないため。	1
	待機児童解消の手法として「居室面積基準の緩和」を行うことは、現在入所している乳幼児に対する保育サービスの質を低下させる可能性があり、適当ではない。	1
	床面積基準については、日常保育において大きな事故も無く、指導監査や施設からも指摘や基準緩和の要望もない状況にあり現行の基準に問題があるとは言えない。また、基準はあくまでも最低基準であり、施設や入所状況に応じて保育所や市で基準を向上させているため。	3
	現在の国の基準(従うべき基準)が妥当であると考えため。	2
	面積基準の緩和は、待機児童解消としては有効であるが、保育環境の悪化も避けられない。 本市は、千葉県の保育所設置基準を準用し最低基準を上回る面積で認可を行っていたため、従うべき基準であっても運用の拡大が可能のため。	2
	待機児童がいないため。	1
待機児童ゼロを継続するため、施設の増改築等により受け入れ拡大を図っていくため。	1	

不 要	本市には待機児童が存在せず、緩和する理由がない	2
	国の基準より手厚い基準での運用を実施しているため。	1
	良好な保育環境の確保の観点から、国基準の緩和は妥当でないとするため。	2
	待機児童対策については、保育所の新設や既存保育所の定員増、分園の設置等による対応を進めており、待機児童解消のために現行の面積基準を緩和する必要性が乏しいため。	1
	本市では入所児童の安全や保育の質を確保することを第一に、保育所運営に取り組んできたことから、今後もこの考え方を堅持し、面積基準の緩和は行わないため。	2
	面積基準を緩和しなければならないほど待機児童の問題は深刻ではない。	1
	都市部のように、居室面積基準を緩和してまで実施すべきとは考えていない。	3
	現在、本市においては待機児童がいないこと、又、子どもの健康の保持及び増進並びに安全確保の観点から、現行の厚生労働省令の基準を下回る基準を当該条項において規定する予定はない。 なお、乳児又は2歳に満たない幼児の居室面積に係り、1人当たりの下限面積を引き上げる上乗せ基準とするため、省令の基準を上回るものとして許容されるものと思量する。	1
	本市における待機児童対策については、当該基準の緩和以外の方法で解消を図るべきと考えているため。	1
	面積基準を弾力的に運用することは待機児童解消に可能な面もあるが、居室面積は入所児童の処遇の面で重要な事項であり、これまでも国の基準を最低基準として実施しており、これを最低限のものとして維持していくべきと考える。	1
	「参酌すべき」とし、現在の居室面積の基準を緩和すると、保育環境を悪化させる恐れがあり、本市としては不要と判断。	1
	本市はサービスの質の向上を目指すことを重視しており、従前から0歳児について国基準を上回る(一人あたりの面積を広く)基準を推奨しているため。	—
現在の居室面積に関する基準については、概ね適正とみなせるため。		

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 市域内道路(国道・県道・市町村道)の一元管理

	判断した理由	都市区分
是非必要	道路の一元管理による、周辺の土地利用やまちづくり等については、その効果は十分に見込めるものの、交付税算入や管理に伴う経費さらに人的配置も考慮しなければならない。このため、市民対応や事務効率を図ることも大変重要なことですが、市のグランドデザインとして一元管理が必要か否か見極める必要があります。	3
	政令指定都市が事務を有するため。 現在、姫路市は「県から市町への権限移譲検討会議 中核市部会」において、政令市並みの権限移譲を念頭に県と協議しており、移譲される事務に見合う財源と人員が確保されることを前提に判断した。	1
	現在、国道は国、県道は県、市道は市の管理となっていることから、市民が本市の窓口に道路の調査などに来られた際、市道でない場合は、国や県に行っていたらようお願いをしていることから、負担を強いている状況である。 また、国道や県道にて公共工事を行う際には(下水道など)、管理者に承諾をとる必要があるため、協議に日数を要するケースが多く見受けられたり、一体的な整備ができず、ちぐはぐな景観となることも考えられることから、道路法を改正し、中核市にある国道及び都道府県道の管理を中核市が行なうことが必要である。(ただし、権限移譲の際には、財源と人員についての担保も確保すること。)	1
必要	市域内道路を一元管理することにより、市民サービスの向上や公共工事の迅速化を図ることができるとともに、都市整備の面からも市民の要望を直接反映することができるため、有意義であると思われる。 ただし、現実的な問題として、今後は道路や橋りょうの新設から維持管理費に重点が移り、それに伴う予算額は今後も増加するため、国等において財源をセッとした移譲の枠組みについての検討が必要不可欠である。	1
	景観等に配慮した一体的整備が可能となるとともに占用工事や各種調査などに要する事務手続きの軽減が図れるため。 ただし、財源、人員の確保が前提条件である。	1
	国道、都道府県道の管理権限の市への移譲については、一元的な管理をすることにより、効率的な維持管理および市民サービスの向上が図られる。 (権限移譲の際には、財源等の支援が必要である)	1
どちらとも言えない	当市域においては、各道路管理者がそれぞれの道路の意義を持ち、異なった方法やグレードで維持管理している。このような状況の中、効率的な行政運営を進めるため、地方分権や国の出先機関の統廃合等は必要と考えるが、現在でも、国、道、市がそれぞれ道路を移管したり、協定を締結したりその時々状況にあわせ維持管理を行っている。結果的に権限を移譲するとしても、その業務に伴う人件費、維持管理費と併せて責任を明確化出来るかどうか重要であり、道路管理のあり方について、根本から議論しなければならないものとする。 その前に現在、各道路管理者との連携が十分かどうかなど現時点での枠組みのなかで可能なことを先に考えるべきではないかと思う。	1
	現在、国・県・市道では、清掃、除排雪業務、等の管理基準が違うことから、一元的な管理は困難な状況にある。また、道路調査について、相談件数は少なくないものの、来庁される方の多くは、事前に国・県・市道かを把握している方が多く、負担を強いられている状況にはないと考える。道路整備に当たり、管理者が異なる道路に隣接する際には、互いに協議を行っており、管理者間での景観の統一性を欠いたことは、これまで見受けられていないが、市民サービスの向上を図るため一元的管理基準化に伴う財源や人員確保が可能であれば、不要とはいえない。	1
	提案理由に述べられている「市民対応」に関しては、一元管理に至らずとも、一定の財源担保があれば、国、県と市における協定等で対応可能と思われるほか、「占用工事」に関する問題も一元管理の必要性としては薄いものと思われる。また、道路管理には一定の連続性も必要となるが、中核市周辺の町村等の国、県道が国、県管理のままだとすれば、むしろ、管理が分断されることにもなる。さらには、財源と人員が十分確保され得るのかといった懸念材料の方が大きいと思われる。	1
	提案理由にあるような、一元管理によるメリットは認められるものの、財源と人員確保に加え、県市町村を越えた広域ネットワークとしての管理が必要となるなど、整理すべき課題が多くある。	1
	市民が道路の苦情・相談等をする場合、市の窓口に来ることが多く、国道・県道の場合は、間接的伝達になり直接的な対応ができないため、市民サービスの観点から、市域内道路の一元管理の必要性は理解する。 しかし、本市における国道・県道の多くが、整備途中(4車線化等)であり、整備未了段階での権限移譲は困難である。	1
	財源や人員の確保が必要となるため、現状では適正な道路の維持管理が困難である。	1
	既に整備がなされた県道及び国道の管理については、松山市と同じく権限移譲の際には、十分な財源と人員の担保が必要である。なお、今後、拡幅等が必要とされる路線や計画路線等、整備を含めた一元管理とするならば、かなりの負担となる。	2
	現状の管理区分で特に支障は無い。	2
	現状では、国道、県道、市道等のそれぞれの管理者により、それぞれに管理がなされており、市民の方からの問い合わせに対し、他の管理者に改めて問い合わせてもらわなければならないことや、一体的な整備ができず、ちぐはぐな景観になることが考えられる等の問題はあつたものの、県と県、市と市をつなぐ道路としての、国道、県道の役割も大きなものであり、単独の市へ権限の移譲を求めるとはどちらともいえないと考えている。	1
	一元管理の必要性は感じているが、財源的な裏付けがないと、実質的に管理するのは難しい。また、管理延長が増えたことによる人材確保も必要になる。	1
	当市において未検討の事項であり、課題等の整理が出来ていないため	1
	管理区域が巨大化し膨大な管理費用及び人件費が必要となるが、これらが担保できるのであれば、占用手続き及び取合せ協議等の必要がなく、また、市民にも判り易い道路行政が可能となることから、市が一元管理することの利点はあると考えます。	1
	地域内において、国・県・市道毎に行う事務手続きを一元化することによる事務の簡略化や道路整備に地域の意向を反映させ、一体的な整備を行うことが可能になるという意味では、権限移譲のメリットはあると考えられる。しかしながら、税源の移譲及び技術の移行が行われることが先決であり、このことが担保された上での協議であると考えられる。	1
各道路管理者との協議が必要。	1	
市内道路を一元管理とした場合、申請等に係る市民の負担軽減になると思われる。 しかしながら、道路の管理については、占用、通行禁止、一時使用、維持管理、境界確認、事故対応、苦情対応、市道証明及び幅員証明発行等の業務があり、境界確認、事故及び苦情の中には対応が長期化するものもある。 また、関連する文書については保管するスペースが無いため、国・県・市との間で申請・確認等のやり取りがオンライン上でできるシステムの構築が必要であるが、国・県・市との間で協議が行われていないこともあり、現状での一元管理については難しい状況にあると思われる。	1	
市域内道路全部を一元管理することで、市民サービスの一定の向上等に寄与することは理解できるが、財源と人員の確保の担保が必須である。 また、市が政策上重要と考える一部の国県道の管理については、現時点でも、道路法第17条第2項の規定により、国県の同意を得ることができれば、管理することが可能である。	1	

	県道でも市道より狭隘で危険な道路があり、市の管理を望むところだが、国道も含めた一元管理となると、人的・財政的移譲が望めるかどうかは厳しい状況であると思われるため「どちらとも言えない」とした。	
	一元管理による維持管理の効率化や市民サービスの向上などが考えられるが、国道、道道の維持管理に伴う財源や人員の確保が担保されない状況での一元管理は不可能。	1
	現在国道は国、県道は県、市道は市の管理となっており、それぞれが管理することが妥当と考える。 国道や県道は複数の市町村に亘って整備されており、これを関係市が分割管理することで、利用者に不都合が生じることも想定される。従来どおりの管理手法が望ましいと考える。	3
	国道及び県道の権限移譲については、その道路の管理に要する費用として道路の新設や改築、維持、修繕、災害復旧費、占用許可等の行政処分費及び道路台帳の調製等が想定されます。このことにより、権限移譲による地方公共団体の費用負担の増大が見込まれるため、厳しい財政事情を勘案すると、財源等の確保が必要不可欠となるため、改正にあたっては、国や都道府県に対し、費用負担の公平性を求めていく必要があります。	2
	神奈川県や国とは、明確な役割分担のもと、連絡体制が図れていることから一体的な道路整備は行っており、市内にある国道及び県道の管理を本市が行なうことへの必要性は感じていない。	2
	国道、県道には広域的な道路交通需要を担う視点での管理が求められ、都市における維持の効率化や工事の円滑化を目的としての都市内の管理一元化は適切とはいえない。管理者が相互に連携することで足りると考えているため。	1
	国県道は道路の性質上、周辺市町とのつながりを考えた広域行政で対応する方が適切であると考えられるため。	2
	本市では、国・県の出張所が市内にあるため、国・県道の問合せについて各管理者への案内は円滑に行うことができている。 また、まちづくりによる一体的な整備を行うことは、まちづくり範囲を設定し各管理者と綿密な協議を進めることで実施が可能であり、国・県道の日常的な一元管理についても中核市が行う必要はないと考える。	2
不要	必要性を感じていないから。	2
	市町村道は、地域住民に密着した生活道路を主としており、管理する道路は、比較的規模は小さいが、膨大な延長となる傾向がある。主要幹線となる国県道の管理は、基礎的自治体が管理する道路としては馴染まないと考える。	2
	市内の国・県道は関西都市圏ならびに阪神地域の道路ネットワークを形成しており、国際物流の基幹道路や防災幹線道路等としての機能を有していることから、国・県において総合的かつ一体的な管理水準で保全を行う必要があるため。	2
	国道・県道においては、主要な幹線道路として大量交通を可能とした高規格や高度の技術力を要する構造物等で建設されているものが多いことから、従来の管理者において適正に管理することが望ましいと考える。	3
	国道・県道の市域をまたいだ一体的な整備・管理が困難になる。 国道・県道の道路構造の統一化を図るのに時間がかかる。	3
	市が国道や県道を管理することは負担が大きい。	1
	国道及び県道の管理を市が行う必要性を感じていない。	1
	本市においては国や都の事務所が市内にあり、市民の対応は円滑に対応が出来ていると考えられる。 また、都市計画や道路用途などさまざまな要因から、国・都・市がそれぞれに責任を持って道路を維持管理することが重要であり、結果として適正管理につながると考える。	—
	現在、本市は認定道路が1,907路線、約402km、さらに、地方分権一括法に基づき国から譲与を受けた里道が約234kmあり、管理も充分に行き届かない中、国道、県道の事務移譲は市民サービスの低下を招くことが予想され、対応不可であります。	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針決定、区域区分の決定権限

	判断した理由	都市区分
是非必要	個性豊かで活力に満ちたまちづくりの推進において、市の自主性及び独自性をより一層発揮するためには、都市計画の更なる地方分権化を推進する必要がある。	2
	政令指定都市が事務を有するため。 現在、姫路市は「県から市町への権限移譲検討会議 中核市部会」において、政令市並みの権限移譲を念頭に県と協議しており、移譲される事務に見合う財源と人員が確保されることを前提に判断した。	1
	市の自主性及び独自性を発揮するために必要である。特に本市は市域の約57%が市街化調整区域であり区域区分の決定権限は一体的なまちづくりを考える上では必要であり、合わせてその根幹となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」も当然必要になる。	—
必要	まちづくりにおいて、市の自主性及び独自性をより一層発揮するためには、必要である。	1
	まちづくりにおいて、市の自主性の発揮や、地域の実情に応じた柔軟な対応をするためには必要である。	1
	当該権限が移譲されることにより、迅速な都市計画決定が可能となるとともに、本市の自主性・独立性の高いまちづくり施策に資する。	1
	現在、県決定の案件は、区域マスタープランの策定、区域区分、都市再開発の方針等が上げられるが、広域に関する案件等は県決定で良いと思われるが、一つの都市計画区域内で収まる案件等については、その市町村の自主性や独自性を持った土地利用の展開がより一層図れると思われるため、権限移譲は必要と思われる。	3
	広域的な観点が必要なものを除き、まちづくりにおける市の自主性及び独自性をより一層発揮するためには、区域区分などの権限移譲が必要である。	2
	本市独自の判断を行うことで、自主性ある都市計画が図れるため。(また、本市都市計画区域は隣接市との連たん性はなく、独自の判断は可能である。)	1
	単一の自治体で完結する内容であれば、都市計画決定権限の移譲により、地域の自主性・独自性の発揮や手続きの迅速化を図ることができるため必要と考える。ただし、複数の市町村にまたがるような場合は、県レベルでの土地利用の整合性や計画決定の必要性・妥当性など、広域かつ客観的な判断を要するため、決定権限を都道府県が有する方が望ましい。	1
どちらとも言えない	本市の都市計画区域(県中都市計画区域)は、本市及び近隣の2市町によって構成されており、広域的に都市計画を定める必要性が高く、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第6条の2)、区域区分(第7条)の本市単独による都市計画決定は難しく、現行どおり、県が取りまとめるのが適切であるため。	1
	現行制度で十分機能しており、現状において必要はないが、今後、社会情勢等の変化により、権限委譲の検討を行う	1
	「方針」等については、特に一行政区を越える場合など、広域都市計画の観点が必要になることから、慎重な判断が必要と考える。また単に形だけの権限移譲でなく、移譲後の都道府県による市への関わり方が重要だと思ふ。	3
	県から徐々に権限の移譲が行われており、推移を見守る必要がある。	2
	●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第6条の2) ●区域区分(市街化区域・市街化調整区域の決定権限)(第7条) ●臨港地区(重要港湾)(第8条) ⇒広域的・根幹的な観点から都市計画に関することの事項を定めたもの及び指定をしているものであるため、現状の千葉県が決定権者が望ましい。 ○都市再開発方針(第7条の2) ⇒権限移譲の必要性は十分認識しているが、現状では再開できる状況でないため必要性は低い。 ○住宅市街地の開発整備の方針(第7条の2) ⇒現在、都道府県が決定し、大臣が同意する上記権限の移譲について、本市の研究・検討が十分でないためどちらとも言えない。	2
	岐阜都市計画区域のような、市町にまたがった広域都市計画区域においては、区域を構成する各市町の自主性や独自性が優先されるべきである一方、広域都市計画区域内の市町や隣接する都市計画区域との一貫性、協調性を維持される必要があり、これらの事情を十分に配慮する必要があるため。	1
	市で決定する裁量が増える一方、事務処理も増加しているため。	2
	地方分権改革により、平成24年4月に概ねの都市計画決定事項について市へ権限移譲されているため。決定権限が移譲されても、都市計画の多くが上位計画に拘束されるため。	2
	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は広域的観点を確保する必要があり、近畿圏等の市街地が連続する地域においては中核市であっても独自に定める必要性は慎重に検討すべきと考える。	2
	本市は単独の都市計画区域を有しており、市域すべてが都市計画区域となっているため、隣接市を含む広域的な都市計画を考える必要がない。このことから、権限移譲については問題ないと考える。	1
	本市は広域的な都市圏に含まれており、県が左記権限を有する方が、広域的な見地から有効であると考えられる。	3
本市の都市計画区域は、愛媛県が定める松山広域都市計画区域(3市2町で構成)に含まれているため、その区域における都市のマスタープランを県が定めている。したがって、本市外で大規模な開発行為等がある場合には、県が関係市町に意見照会を行い、広域的見地からマスタープランとの整合性について判断している。 松山広域都市計画での本市外のものに対する何等かの都市計画決定権限移譲があった場合には、本市の独自性や主体性が発揮できるが、周辺市町の意見の反映や、調整できる仕組みが必要となり、それぞれの市町で進める政策の違い等によっては、広域調整が難しい場合も考えられる。	1	

どちらとも言えない	<p>【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第6条の2)、区域区分(市街化区域・市街化調整区域の決定権限)(第7条)、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針(第7条の2)】</p> <p>権限委譲を求めている横須賀市の理由にもあるとおり、市の自主性及び独自性をより一層発揮するためには、権限移譲が必要であると考えられるが、長崎都市計画区域は2市2町にまたがることから、一つの市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市計画として県決定が妥当と考えられる。(横須賀市の都市計画区域は横須賀市単独となっている)</p>	1
	<p>【臨海地区(重要港湾)(第8条)】</p> <p>重要港湾の長崎港は、現在港湾計画の改訂や長崎港を含む「長崎市中央部・臨海地域」の都市再生について、県と市で連携し取り組んでいるところであり、また長崎港の港湾管理者は長崎県であることから、臨海地区(重要港湾)の決定権限を市に権限移譲する必要性は現在のところ低いと考えられる。(横須賀市港の港湾管理者は横須賀市となっている)</p>	
	<p>都市計画の決定に当たっては、市町村が主体となって行なうべきであり、市町村の区域を越える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することになっている。また、それぞれ都市計画決定する場合は、十分な連携・調整を図るべきとされている。権限移譲についても、それぞれの役割分担を考慮する中で、十分な連携・調整を図りながら進める必要がある。</p> <p>「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第6条の2)」については、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めることになっている。この方針を定めるには、県内全域の都市計画区域との連携・調整という広域の見地からの検討も必要であることや、都市計画区域の指定(第5条)についても都道府県が行なうことになっており、区域指定の際には、この「方針」と一体的に定める必要があると考えられる。したがってこの「方針」は、都道府県において定めるべきと考えられる。</p> <p>「区域区分(市街化区域・市街化調整区域の決定権限)(第7条)」については、区域区分を定める場合、上記の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその方針が定められていることから、基本的には都道府県が定めるべきと考えるが、本市の場合、本市域のみの都市計画区域であることから、区域区分の権限移譲も可能と考えられるが、政令市への権限移譲と同様の課題(整備、開発及び保全の方針との一体性)が生じることが想定されるし、また、都市計画区域指定の権限移譲にも波及する。</p> <p>「市街地再開発の方針(第7条の2)」と「住宅市街地の開発整備の方針(第8条)」については、本市域のみの都市計画区域内の方針であることから、今後、この方針に基づき事業を進める場合、権限移譲は必要と考える。</p> <p>「臨海地区(重要港湾)(第8条)」については、本市の場合、重要港湾を管理する県が決定を行なうべきと考える。</p>	1
	<p>本市は、他町を含む広域都市計画区域であるため一概に必要とは判断できない。</p>	1
	<p>趣旨は理解するが、現行の中核市権限を移譲したのちに再検討を行いたいと考えるため「どちらとも言えない」とした。</p>	
不要	<p>現在、都道府県が有している決定権限については、広域的な街づくりの視点に基づく判断が必要とされており、現行のままが望ましいものとするため。</p>	1
	<p>都市計画区域は、市町村の行政区域界とは関係なく、一体の都市として都市計画を進める必要がある区域として定められる。その都市計画区域における都市計画の中でも、「都市計画区域における整備、開発及び保全の方針(整・開・保)」や「区域区分(線引き)」等については、最も根幹的なものであり、一市町村の区域を超えた広域の見地から決定する必要がある。</p> <p>そのため、これらの都市計画については引き続き都道府県が担う必要があると考える。</p>	1
	<p>①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第6条の2) 盛岡広域都市計画区域は、周辺町村を含む1市1町1村で構成されているため、他の町村を含む広域的な観点からの検討が必要であり、本市のみで決定できないと考えられる。</p> <p>②区域区分(市街化区域・市街化調整区域の決定権限)(第7条) 同上</p> <p>③市街地再開発の方針(第7条の2) 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を対象にした方針作成義務とその他の都市で相当規模の地区がある場合の作成義務であるため、本市においては現在、作成の予定がないため、権限委譲を必要としない。</p> <p>④住宅市街地の開発整備の方針(第7条の2) 該当なし(大都市地域:首都圏・近畿圏・中部圏を対象としたもの)</p> <p>⑤臨海地区(重要港湾) 該当なし</p>	1
	<p>本市の都市計画は、他市とまたがる広域的な都市計画区域であるため。</p>	1
	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分等については、都市計画法第6条により県が実施する都市計画基礎調査に基づき、広域の見地から決定すべき必要があることから、移譲は不要と考える。</p> <p>なお、都市計画に関する権限のうち、県からすでに移譲されているものもあるが、県との「協議」が必要とされており、実質的な権限が移譲されているとはいえず、今後の権限移譲を検討する上での課題であると考ええる。</p>	1
	<p>都市計画決定権限の市町村への権限移譲によって、県の権限は広域的、根幹的なものに整理されつつある。</p> <p>しかし、今回の調査項目は、基礎自治体間の土地利用(都市計画の構造的課題を含む)に係る利害調整が必要なものと考えられ、基礎自治体の計画・政策を超えて広域的・根幹的な判断をする機能が依然として必要と考える。</p>	2
	<p>第2次一括法に基づき要望していた事務権限について権限移譲されたため。</p>	1
	<p>市に決定権限がない事項としては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「区域区分の決定及び変更」である。これらの内容は、豊田市を含めた広域の見地から方針等を定めるものであり、今後においても愛知県を主体として方針等を定めるべきと考えられるため、決定権限の移譲は必要ないと判断した。</p>	1
	<p>本市は広域な都市計画区域(東部大阪都市計画区域)に属しており、他市の市域を含んだ広域的な視点で判断すべき内容が含まれているため、権限移譲は不相当である。</p>	2
	<p>広域的な観点から定めるべきであり、市単位で決定することは好ましくないため。</p>	2
	<p>大和都市計画の計画区域は、複数市町村にまたがる区域となっているため。計画区域内の複数市町村の現状を勘案し調整する必要があるため広域行政庁である県が行う事務であると考ええる。</p> <p>なお、都市再開発の方針については、現在も奈良県において策定されていないことから、将来の社会情勢を勘案しても必要である事柄ではない。</p>	3
	<p>備後圏域都市計画区域という複数の市町で検討する必要があるが、本市のみで合理的な都市計画を行うには支障があると考ええる。また臨海地区についても、市域を越えた観点から設置される港湾もあり、その決定においても広域的な考え方が必要となると考えられるため、本市のみでの決定には支障があると考ええる。</p>	1
	<p>高知市は高知広域都市計画区域を構成しており、一体的かつ総合的な都市計画を行うためには、県市の適切な役割分担が必要であると考えている。</p>	1
<p>本市の都市計画は、11市町村の那覇広域都市計画区域として設定され、第6条の2「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等が定められているため、権限委譲の必要性は今のところ考えにくい。</p>		

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 道路構造基準(橋梁に係る設計荷重)の条例委任

	判断した理由	都市区分
是非必要	地方の裁量により交通荷重の設定ができた場合、建設コストの削減や事業の早期実現が可能となり、より地域の実情に即した道路づくりができると判断したため。	1
	道路の構造基準は、道路構造令に代え各地方自治体の条例に委任されることになったが、『設計荷重』については現行どおり、遵守しなければならない。しかし、市町村道のなかでも、中山間部や島嶼部の集落または住宅が密集している市街地のような特定の地域における生活道路では、大型車の通過や進入が好ましくなく、また、高速走行は不要であることも少なくはなく、全国一律の車両重量(設計荷重)である必要性がないにも関わらず、現状では、地方独自で定めることができない。 については、地方自治体(道路管理者)の自らの判断と責任で、より地域の実情に即した独自の道路(橋梁)づくりができるように、幹線道路ネットワーク以外の生活道路における設計荷重の緩和基準も地方独自で定めることができるようにすることが必要である。 これにより、本体工事費に加え、取付道路整備費の抑制にも繋がるとともに、事業の早期完成も期待できる。	1
必要	地域の実情に即した道路整備が可能となるため(例えば、現行の道路構造令では、歩道を設ける場合の最小幅員は2m以上となっているが、独自に縮小規定を設定することにより、幅員の狭い道路への歩道整備が可能となるなど)。	1
	・現行の道路構造令を踏まえつつも地域性を考慮した柔軟な運用が可能となる。 ・道路の安全性、快適性を維持しつつも、コスト削減の観点から柔軟な運用が可能となる。	1
	提案理由にあるとおり、生活道路については、全国一律の設計荷重にそぐわない事案があることから、独自の設計荷重を定めることができるようにすることが必要と考える。	1
	中山間部の集落や市街地等特定の地域における生活道路でも、ネットワークを形成する道路網であり、車両制限令の一般基準に合致する車両であれば、大型車といえど、道路の一般使用の範囲内で通行する可能性があるため、設計荷重、建築限界等については、全国一律の基準とすべきと考えるが、自治体の地域性や必要性といった実情を反映することができるよう、「参酌すべき基準」に改めるべきと考える。	1
	人口減少下において持続可能な社会資本整備を実現するためには、地域の実情に応じた整備レベルを設定することが必要である。しかしながら、安全な技術基準をどのように設定するのかなど、課題もあると考えている。	1
	必要の有無に関わらず、やらざるを得ない。	1
	地域に即した構造基準を用いることにより、工事費の抑制、工期の短縮等が期待でき、事業の促進を図ることができたり、その地域の独自性を活かしたまちづくりが可能となるため。	1
	道路の構造基準については、県が現在条例制定を進められているところであり、県条例を参酌し市の条例制定を進めるものとする。	3
どちらとも言えない	道路の構造における設計荷重や建築限界については、幹線道路に限らず一定の連続性が求められる。このため、ある特定の地域や県を対象に設計荷重のみを地方独自に定めることについては、熟慮すべきものと考えます。	3
	本市の道路状況では現行の設計荷重で問題ない。	2
	設計荷重については、いわゆる「生活道路」については過剰な設計条件かもしれないが、そもそも「生活道路」の定義が不明確で、本市においては大型車両の通過や進入を規制している市道はなく、必要性がないとまでは言い切れない。 また設計荷重を緩和すれば初期整備費用は抑えることは可能だが、ライフサイクルコストの面からトータルとして維持管理費用に影響する可能性を検証する必要があると考える。	2
	当市において未検討の事項であり、課題等の整理が出来ていないため	1
	道路は、道路網を形成して、相互に連絡してこそ、その機能を発揮するものであることから、全国的な統一が必要であるため。	2
	・現行道路構造令においては、多様な地域の実情に対応するための特例措置が明記され、柔軟な運用が可能となっていることから、条例化を行わなくても現行で運用可能かとも思える。 ・各地方公共団体において独自の基準で整備した場合には、都市間道路等(市道の接続)において、各自治体での統一性の調整も必要かと思われる。 ・地方の独自性をだした場合でも、根拠(基準)を地方で作成することが困難と思われることから今後も道路構造令の改定については必要と思える。 ・地方の独自基準を条例化した場合において、仮に構造令を上回る基準を設ける場合、これらの構造上の問題等を解決できる、検討体制組織の創設を国で検討していただきたい。	1
	橋梁等の設計荷重について、地域独自の基準を設定できるよう条例委任を求めることは、コストの削減、構造の簡易化等のメリットがあり、理解できる。道路管理者として、通行車両の制限等、構造物に対する荷重を限定することにより設計荷重を見直すことは、今後の維持・管理の簡略化にもつながると思われる。問題点としては、設計荷重の妥当性、評価が適切に行われるかであると思われる。	1
	構造等の技術基準の緩和の必要性について、十分な検討をしていない。	1
	道路の設計荷重を地方自治体が独自に条例化するにあたり、新たに定める設計の根拠付けとなる基準は車両の安全な通行の実証実験や文献などでの説明が必要となる。本市においては、それらを十分クリアーするだけの変更に必要な根拠付けとなるデータなどが無いことから、現段階では独自の設計荷重を採用する検討はしていません。	1
提案市とは地形的に異なる部分があり、本市に照らし合わせたとき、現状でも特段の不都合は考えられないため「どちらとも言えない」とした。		
不要	道路構造令の解説と運用は、昭和45年に発刊され、今日まで数回の改正が行われてきており、それに基づき数多くの市道を整備してきたが、積雪寒冷地である本市道においても不具合を生じていないため、条例の委任は必要無い。	1
	橋、高架の道路等の設計荷重については、道路構造令において、自動車の最高重量に対応するよう定めるものであり、この考え方に異論はなく、また、実際の運用において支障はない。 一次一括法による法改正の趣旨が、交通の安全性及び円滑性を担保するために必要な項目は国が定めるというものであり、これに異論はない。	1
	本市域においては、安全な通行の確保を優先する観点から、「設計荷重」基準は、現行どおりが望ましいと考えるため。	1
	交通の安全性・円滑性を担保するために必要な項目であり、そのため各地方自治体の条例に委任されていないことを踏まえた結果、現行どおり道路構造令を遵守するべきと判断。	1

不 要	現在、道路構造令を基本として道路の構造基準条例(案)の策定を進めているが、条例委任を受けた基準以外について、権限移譲の必要性は認められない。	3
	設計自動車荷重を独自に設定する箇所はないと考えます。川越市では地形の状況もありますが、大型車両の通行が好ましくない場所であっても規制は難しく、災害時や将来の利用状況を踏まえると現時点においては必要ないと考えます。	2
	現行の基準にて支障が無いため。	2
	本市が位置する三浦半島は、半島という地域特性から重複路線が少なく、末端まで流通させる必要性が高いため、統一された道路規格は必要不可欠であり、地方独自に設計荷重の緩和基準を設ける必要性は感じていない。	2
	設計荷重については、現在全国的な統一の必要性から法第30条第2項により、政令によることとされている。地方の実情は各々あるものの、それに対する設計荷重の考え方については、未だ熟しきれていない現段階で、これを条例委任することは、時期尚早と考える。	1
	道路構造技術基準の参酌すべき政令及び省令や市の上位機関である愛知県の独自構造基準が示されていない現時点においては、県道や近隣市町村道と合理性及び整合性を確保することが困難なため。	2
	現在のところ、主だった不便が生じていないため。	2
	既に普通道路、小型道路の区分けがあるため。また、現行の基準に対する根拠が示されていない中、独自基準に対する安全性に不安が残るため。	1
	道路の構造基準のうち、「設計荷重」についての独自設定については、市街地の生活道路においても一時的に自走式クレーン等の重機が進入する場合や、緊急車両の進入が想定されることもあり、現行の国の基準どおりで支障ないものとする。	2
	現状、市町村毎に独自基準を設けてほしいという要望や必要がない。独自基準を定めても、それぞれの道路毎に基準の使い分けをするのが困難である。基準が統一の方が、開発・土木業者への指導がしやすい。	3
	橋梁の設計荷重の権限移譲については、生活道路において荷重制限を低く設計することにより、本体工事費の抑制が図れる反面、荷重制限をかける道路の選定基準の設定が困難であることや荷重制限標識の設置など周知の課題がある。さらに、道路の安全性という観点からすると全国統一基準が望ましいことから、必要性は高くないと考える。	1
	条例委任されていない項目については、市独自に安全基準を設けることは難しい。	1
	当項目については、道路構造の根幹に関わる項目である。道路としての機能は、将来にわたり、周辺環境の変化にも対応できるものでなければならぬと考える。また、維持管理や交通管理等様々な分野への影響を考慮すると、国として統一されるべき項目であると考えます。	1
	設計荷重の緩和基準を定めるには、その設定根拠が必要となるが、道路の適正な維持管理基準や安全性を確保した根拠を市が作成するのは困難である。	—
道路の構造基準においては、道路構造令に代え地方自治体の条例に委任されることとなり、都道府県道・市町村道については、条例により基準を定めることが可能となったことから、権限移譲の必要性は今のところ考えにくい。		

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 都市公園の占用許可要件の条例委任

	判断した理由	都市区分
必要	占用に係る物件およびその技術的基準を法律(都市公園法)で規定している趣旨は、その判断が恣意的にならぬよう公園管理者の自由裁量に一任せず、明確な基準を示すことで管理の適正を期そうとしているものであるが、地域住民が身近に利用できる街区公園レベルにおいては、地域の実情やニーズに応じた弾力的な占用基準が求められていることから、これらの裁量権を基礎自治体に移譲(条例委任)するのが望ましいと思われるため。これにより、地域の実情に応じた公園利用が可能となり、公園の利用促進や地域の活性化に繋がるものと考え。	1
	市から公園管理の依頼を受けている町内会等より、資源ゴミなどストックヤード設置要望が増加傾向にあるため。	1
	公園内での安全性や災害時における避難スペースの確保等を考慮する必要があるが、地域コミュニティ等への占用許可により、地域力を向上することができるため、条例委任を求めるべきと考え。	1
	公共的活動場所がない、高齢化社会を今後迎えるなどの現状を踏まえ、地域の実情に応じた地域住民全体の利益となるような公園占用は、社会的環境から勘案し必要であると思われる。一方公園としての役割が失われないような配慮をしつつ、その占用区分については、明確な基準づくりが必要になる。	2
	本市においても、地域の祭り用具の保管庫等、法に規定されていない占用物件、公園施設の設置要望は多い。占用許可にかかる裁量権の拡大も必要であるが、併せて、法第5条関係(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)の条例委任も求めたい。	1
	現状の許可事務において法第7条及び施行令第12条で定められているもの以外の申請(不許可事例)で特に問題が生じたことはない。ただ、今後は効率的な土地利用や公園愛護会(自治会等)とのかかわりの中で、公園の特性や面積、立地条件等に応じて柔軟な対応が求められる場合も想定される。	1
	現代社会における価値観の多様化に基づく地域住民のあらゆるニーズに応えることにより、幅広い年齢層の方々の公園利用を可能にするため、住民にとって身近な存在である市町村が多くの裁量権を行使できる体制が望ましい。	1
	本市においても地域コミュニティ活動の為に看板や倉庫などの設置要望が出されるが、占用に係わる物件が法律で規定されていることから許可の対象としていない。公園管理者にとって、公園利用者のニーズに合った裁量ができることから権限移譲は必要と考え。	1
	地域の実情に応じた対応が可能となり、市民サービスの向上が図られる	3
どちらとも言えない	公園空地がない地域にあっては有効利用となりえるが、構造や管理方法によっては野放図になりうることや公園機能の増進に支障をきたす恐れもあり、排除する基準は国で示すべきと思われる。	1
	市公園条例で運用している。	3
	都市公園法第7条第7号の規定から都市公園法施行令第12条第10号の規定で当該地方公共団体が定める仮設の物件又は施設と規定を拡大解釈して仮設物として対応している。しかし、一度設置すると長期になることが多く、法の改正が必要と考え。	2
	現状において特に問題がないため。ただ、多少の裁量権(条例委任)が自治体にあってもよいと考え。	1
	都市公園の占用に係る物件及びその技術基準を市が判断し、地域住民の要望を主体的に受けることができ、幅広い目的で都市公園の活用が可能となるが、不法占用物件や不法投棄の増加が心配され、従来の都市公園の目的が損なわれるおそれがあるため。	1
	法で認められている物件以外で、地元住民が使用する物品の倉庫等の設置についての要望はあるが、法の趣旨は、公園としての機能を制約しないもの及びやむを得ないものに限り、占用を認めているものと解釈しているため対応に苦慮する場合も多い。 許可物件を市へ移譲した場合、地元の要望やニーズに応えられる反面、許可物件の線引きの基準や公園施設の種類の区分が曖昧になってしまう可能性がある。	2
	公園の利用に関し、多様化する住民ニーズに対処していくうえで、ある程度歯止めも必要であると考え。	2
	占用物件は都市公園法により厳しく縛られているため、自治会から倉庫などの設置要望があっても認められないとして運用してきた。 清掃道具物置は管理施設として、防災倉庫は災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫として許可しているが、その中に、ゲートボール・グランドゴルフ用具や祭りなどの地域行事で使用する道具も入れられているようであり、地域の親睦を図る行事は、その道具入れも必要で、現実的に黙認せざるを得ない状況である。確かに、地域のニーズに対応した緩和への動きは、公園の利活用につながり、公園機能の質的向上、地域の活用等が期待できる。 しかし、条例委任で地域のニーズから緩和すれば、子供会、老人会等いろいろな地域の公益的団体が公園以外で行われる行事の道具も置けることになり、次から次へと申請され、無秩序に許可せざるを得なくなり、倉庫が乱立するのではないかという懸念がある。 このため、地域住民全体の利益となるためなら何でも包容できるという思いが蔓延し、オープンスペースの確保が出来なくなって、現行法の趣旨を失いかねない。現在は法により公園本来の機能を維持するため要望を抑えることが出来ているのであれば、条例委任については慎重に検討すべきと考え。	2
	地域住民における公園利用の要望は多く、内容も幅広い。現在、許可要件が法律で縛られており、そのことにより一定の使用制限がかかり業務上も整理ができていない。将来的には地域性もあることから条例委任が望ましいと思われるが、本市の場合、現時点では必要に迫られた許可したい案件はない。	2
	都市公園の占用に係る物件及び技術的基準が法律で規定されていることによって公園としての本来の機能が保全されているため、条例委任が行われても占用物件要件を拡大する条例制定は必要ないと考えている。寧ろ条例によって占用物件要件を拡大することにより、不要な占用物件が増えることで公園本来の機能の低下が懸念される。 地区住民や公園清掃団体などの倉庫については、占用許可ではなく、法第2条第2項第8号、政令第5条第7号、法第5条による公園管理者以外の者が設ける公園施設として許可することで対応している。	2
	公園面積1,000㎡未満が、管理公園の6割と多いため、許可の緩和については問題がある。	3
	中心市街地に位置する公園等については、市政を反映させた活用策が望まれるが、「公園」として本来の設置目的が疎かにならない程度に留めるべきであるため。	1
	都市公園の占用の許可要件を条例委任することにより、都市公園の効用を全うするための施設以外の物件が経常的に設置されることは、公衆の利用に支障をきたすことも考えられるため、本市としては、現在の規定の範囲で占有許可をすることで問題はないと考え。また、今後の権限移譲に伴い、自治体に対して地域の実情や必要性に応じた主体的な対応が求められることから、都市公園の機能維持を前提としたうえで、許可要件の基準の見直しの検討を図る余地はあるものと考え。	1
都市公園の利用については、現在近隣市と広域連携を行っており、市独自に決定できない事情があることから「どちらとも言えない」とした。		

ど ち か い い も の も 言 え な い	理由の例にある防災倉庫は、都市公園法と施行令で公園施設として定められ、一般的には、都市公園法第5条(公園施設の管理者以外の設置管理許可制度)により設置が認められていると思われます。 公園施設以外のまつり用具の保管といったものまで、自治体の裁量に委ねることにより、判断基準が曖昧になり、本来の公園利用に支障をきたすことも考えられます。 ただし、地域のニーズに応じるための自治体の柔軟な権限についても、しっかりと判断基準があれば必要と考えるため、どちらとも言えないと判断しました。	
不 要	現行の法令で認められる物件等以外で、占用を許可すべき物件がないため。	1
	都市公園における占用物件および公園管理者以外の公園施設設置・管理については、都市公園法に規定されているとおり許可すべきと考え、現時点で不具合はない。しかし、公園を取り巻く状況や住民のニーズの変化もあり、児童遊園地については別途ルールを定める等、今後検討する必要性は感じられる。	1
	本市では、現行基準で市民要望に対応できると考えられるため。	1
	占用物件は、都市公園施設に該当しないものであるため、その設置にあたっては、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないものであることなど、都市公園の緑とオープンスペースの確保を妨げるものであってはならないと認識している。 そのため、本市では、これまで国の定める範囲内で占用物件を許可してきたところであり、公園として十分機能を発揮していることから、当該基準を変更する必要はないと考える。	1
	本市の現状では、都市公園法や、これに基づく「公園条例」の規定の範囲内で対応できているため、さほど必要性を感じていない。	3
	都市公園法で制限している占用物件が増える可能性があり、公園管理上好ましくない。	2
	都市公園の効用に支障を与える恐れがあるとともに、一部の地域住民による私物化の可能性もあり、適正な公園利用に支障をきたすため。	2
	現状において、占用要件として不足するものはない。	1
	占用物件を緩和する必要はないと考える。	1
	市独自で要件を作成できるノウハウがないため。	2
	現行制度において特に支障が無いため。 都市公園法の趣旨に外れない範囲で基礎自治体の裁量権があってもよいと考える。	1
	都市公園法施行令第12条第10号の規定により、仮設の物件又は施設を条例で定めることで対応可能と思われる。本市では新たな条例委任の必要性はないと考える。	1
	許可要件については、統一的基準が適用されることが好ましいと考えるため。	1
	長崎市にある街中の公園は面積が小さいものが多く、災害時に空き地としての効果が求められる。しかしながら今回の内容では空き地の効果を妨げるものであり、不要と考えられる。	1
都市基盤施設(電柱、ガス、水道など)以外の占用に対する公園用地の転用については、考えていない。	-	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】大規模災害時における防衛大臣に対する自衛隊の派遣要請に関する権限

	判断した理由	都市区分
是非必要	郡山市の提案理由と同じ。(郡山市の理由:中核市は人口が多いばかりでなく、広域的中心都市としての役割もあることから、拠点災害発生時における指揮監督権を明確にし、また、緊急時における通知事務の簡素化を図ることによって災害対応に注力することができる体制を構築するために、要請権そのものを移譲すべきと考える。)	1
	現在は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しているが、直接要請できれば迅速な対応が可能となるため。	1
	より迅速な対応をとるため。 自衛隊の情報収集能力を有効に活用するため。	3
	本市内には海、空の自衛隊基地が存在している。平成22年7月豪雨に伴う河川氾濫による浸水被害の際の救助活動において、県知事に自衛隊の派遣要請をしたが、近隣に自衛隊基地が存在し災害対応の資機材も備えているにも関わらず、近隣の自衛隊ではなく遠方の陸上自衛隊の派遣要請をすることとなった。まさに要請権が都道府県知事にあることの弊害と考える。緊急時における迅速な対応を行う救助体制づくりのためにも近隣の自衛隊に対する要請権そのものを移譲すべきと考える。	1
	迅速な災害派遣が見込め、初動応急対策の強化が図れる。	—
	有事に迅速な対応が求められる中での権限は、近隣市のリーダーシップをとる中核市として移譲されるべきと考える。	
必要	緊急時における速やかな災害対応が可能となることから必要と考える。	1
	災害時の人命救助や被災者支援をできる限り早期に行う観点から、中核市が自衛隊災害派遣要請権を持つことが望ましいと考えられるため。	1
	東日本大震災における原子力災害のように、緊急かつ広域に及ぶような大規模災害を想定すると、迅速かつ的確な災害への対応がとれるよう市長に災害派遣要請権を移譲する方が妥当であると考ええる。	3
	直接の自衛隊派遣要請が可能になれば、緊急時における速やかな情報伝達を確保され、迅速な対応の確保に資することができ、被災地の実情に合った迅速な対応、復旧が期待できる。	3
	災害時は迅速な対応が必要なため、第三者を介さない要請権限は必要と考えるが、通信インフラの状況等により、県を通して要請する場合も考えられる為。	2
	提案市からの意見と同じく、緊急時における事務の効率化になると考えられるため。	2
	自衛隊への災害派遣の要請は、自衛隊法第83条に基づき、都道府県知事その他政令で定める者が要請することができるように定めているが、県知事を經由せずに、直接要請を行うことにより迅速な対応を図ることができると考える。	2
	被災の実情に合わせ、迅速かつ的確に対応することが可能となる。	1
	被害状況等、詳細に把握している市災害対策本部が直接、自衛隊に災害派遣要請を行うことにより、市災害対策本部との密接な連絡調整が可能となり、迅速・的確な救出・救助活動を実施することができる。	1
	被害状況の差から他圏域へ優先的に派遣が行われている場合に、圏域としても真に派遣が必要であることを直接伝える手段が確保できることや、中核市かつ県庁所在地でもある本市の中心都市としての機能が失われた場合の周辺地域への影響は大きいと考えられ、自らの判断で早期に被害拡大の抑制をする必要があるため。	1
	災害対応の迅速化及び通信事務の簡略化を図る上で要請権そのものの移譲が必要であると考えられるため。	2
	初動体制確立の迅速化が見込まれる。	1
	緊急時における情報伝達が速やかに行われ、かつ事務費も発生しないので賛同できる。ただし、大規模災害では国、県、市の連携が必要であるため、自衛隊の派遣要請をした旨を県に伝えることを同時に行わなければならないと思う。	1
第2次一括法の施行(23年8月)に伴い、自衛隊災害派遣要請の要求について、市が直接通知することができるように改善は図られた。しかしながら、派遣要請権そのものは付与されていないことから、より速やかな自衛隊災害派遣に対応するため要請権の付与は必要と考える。	1	
基本的には県の役割であると認識しているが、県が被災し機能しない場合に備え、中核市への権限移譲も必要と考える。		
どちらとも言えない	緊急時における通知事務の簡素化を図ることは重要と考えるが、一般の通信回路が途絶えた時に備え、現在都道府県との間に整備されている非常用通信回線を国との間に整備する必要が生じるため。	1
	派遣要請に係る部分について、法改正により災害対応の迅速性において改善されている。指揮監督権については、問題点を抽出した上で、権限移譲を含めた法改正が必要であるかどうかを検討すべきと考える。	1
	大規模災害による被害は、大多数が市区等の行政区域を超えて広範囲に及ぶことが想定されることから、知事が必要と判断して国に災害派遣を要請する現行の制度でよいと考える。 なお派遣要請を速やかに行えるよう、県との連携については検討の余地はある。	1
	緊急時における通知事務の簡素化を図ることについての意見は、賛成である。しかし、実際に大規模災害が発生した場合には、市と自衛隊が独自で行うだけでなく、県が中心となって県内の各市・自衛隊と調整を行った方が効率的であると考えられるので、要請権そのものについては、現行のままで良いと考える。	1
	単独で被災する場合であれば市から要請をすることも有効かと考えるが、広域に被災する場合では個々に要請することが必ずしも有効になるとは考えられないから。 また、災害対策基本法第68条の2第2項で緊急時には自衛隊への要求が可能であり、不十分とは考えられないから。	1
	姫路市には陸上自衛隊姫路駐屯地があり、自衛隊法第83条第2項ただし書きによる「自主派遣」、同条第3項の「近傍災害派遣」など、迅速に災害応援を受けることが可能なため。	1

どちらとも言えない	自衛隊派遣が必要な災害は大規模なものであり、広域的な被害が想定される。よって情報を集約し県を通じて要請した方が効率的ではないかと考える。	2
	提案市の意見と同じく、要請そのものを移譲すべきと考える。	2
	緊急時は、市長が直接要請できる権限が必要だと考えるが、災害が広域にわたる場合、派遣経路や派遣先など県と協議が必要になると思う。	1
	要請権自体は移譲されることが望ましいが、災害の規模によっては県により一括した要請が望ましい災害もあるため。	3
	自衛隊への災害派遣要請をするような大規模な災害の際に、県下で中核市のみが指揮監督権を保持し、その他は知事が指揮監督権を保持することは、混乱を生じさせる恐れもあるため、現在の県と市の役割分担において、知事が自衛隊要請を含む広域の指揮監督を持ち、各市はそれぞれの災害状況に応じて対応にあたることを望ましいと考える。	1
	地震やその他大災害が発生したことを想定すると、自衛隊等の外部からの早急な支援が求められることから、緊急時における通知事務の簡素化を図ることによって災害対応に注力することができる体制を構築するために、要請権を移譲すべきと考えるが、今後、具体的な仕組み等について検討する必要があるため。	1
不要	陸上自衛隊第2師団(旭川市)との防災訓練を通して連絡調整が可能となっていることもあり、地域防災計画上支障ないと考えています。	1
	自衛隊への派遣要請の要件は、「緊急性」「非代替性」「公共性」となっていて、これらは一地方公共団体が個別に判断するのではなく、広域的見地から都道府県が判断することが適当と考える。また、今般の災害対策基本法の改正により、現状の弊害と思慮される状況は改善されたものと考えている。	2
	本市の地域防災計画においては、「県知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼するいとまがない場合、直接陸上自衛隊第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)に派遣を要請し、時間の余裕を得るにしたいが、県知事に対して自衛隊の派遣を要請した旨を通報する」となっており、現行でも地元駐屯地への派遣要請が可能である。 また、万が一、直接地元駐屯地への派遣要請ができない場合、上位部隊への派遣要請など、県知事を経由するルートを有することも重要であると考えられる。 よって、現行の災害派遣要請権が都道府県知事でも十分と考え、中核市への移譲の必要性は低いものと考えている。	2
	災害対策基本法第68条の2第1項において、市町村長は、都道府県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する旨規定されている。本趣旨については、昭和45年9月21日付消防防第490号消防庁防災救急課長通達により、都道府県は「関係市町村からの災害派遣の要望について、緊急の度合、災害の規模、関係市町村の災害防止対策の実施能力、自衛隊関係部隊の救援能力を勘案のうえ、必要な調整および優先順位の判定を行い、必要と認められた場合には、自衛隊に対しすみやかに要請を行うこと」とされており、被害が広域に及び被災市町村が複数にまたがる可能性を考慮し、都道府県知事から派遣要請を行うことが妥当であると考えられる。 また、同条第2項において、都道府県知事に要求ができない場合には直接防衛大臣等に通知することができることとなっており、平成23年度の法改正により、都道府県知事に派遣を要請した場合であっても、その旨防衛大臣等に通知することを可能とする規定が追加された。このため、都道府県知事からの自衛隊派遣要請が困難な場合であっても、迅速な対応が可能であり、現在の権限で妥当である。	2
	現行法においても、市町村長は災害の状況を直接防衛大臣に通知することができ、防衛大臣はその災害状況に応じて当該地域への自衛隊の派遣は可能であるため、本市では権限移譲の必要はないと考えている。	2
	四国においては陸上自衛隊第14旅団が4県の防衛警備等の任務を担っており、大規模災害発生時等には、広域的な状況に基づき、現有人員体制の中で適切な配備対応を行う必要があることから、個別市町村から要請が行われるなど指示系統が細分化すれば、有効な活動が阻害されるおそれがある。 なお、現状では、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき、必要事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を求めることとしているが、事態が急迫し文書によることができない場合には電話等で要請、また通信の途絶等により県へ要求できない場合には、直接第14旅団に通知できるものとし、事後速やかに文書提出することとしており、緊急の対応に支障は生じていない。 このため、自衛隊に関しては、原則として県の分掌とし、市としては、市民の避難体制の確立のため種々の方策を実施する方が現実的と思われる。	1
	自衛隊の災害派遣については県単位での対応が必要であり、県を通じて要請することが妥当と考えており、災害対策基本法第68条の2第2項において、市町村も直接要請することができるようになっているため。	1

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長(条例委任)

	判断した理由	都市区分
必要	許可期間を2年に限定(現行)することにより、当該業者の適正な管理が行えるという考えもあるが、自治体の地域性や必要性といった実情を反映することができるよう、条例委任を求めべきと考える。	1
	一般廃棄物収集運搬業許可事務は、中核市固有事務でなく市町村も扱う事務であるが、産業廃棄物収集運搬業許可(5年・7年)と比べると期間が短く、問題点もあることは事実である。	3
	申請者及び施設の能力が2年で大きく変わるとは思えないため。	2
	一般廃棄物収集運搬業の許可期間2年間は、産業廃棄物収集運搬業の5年間に比較し、非常に短く、業者にとっても負担となっている。期間を延長しても、許可権者としての指導、監督は十分可能であり、規制緩和や、許可事務の軽減化の観点からも、期間の延長は望ましい。	1
	収集運搬業の許可期間を地方自治体が選択することができる制度にすることで、優良事業者(許可業者)に対し、行政が進めるごみの減量への動機付けとなり、循環型社会形成の推進が期待できるため。	2
	優良事業者にアドバンテージを与えることができる制度は、今後の一般廃棄物行政にとって必要と考えるため。改正に当たっては、優良事業者とする一定の判定基準も併せて例示いただきたい。	1
	趣旨に賛同しますが、有料事業者の認定基準については、廃掃法の中で定めることが必要と考えます。	1
不要	現行の期限は、申請負担軽減対策として従前の1年間から2年間へと延長されたものであり、市町村の一般廃棄物処理計画との整合性の確保や信頼を高める必要があることを考慮すると慎重に判断すべきである。また、優良事業者の環境行政への協力は考えられるものの、許可期間の延長(選択)については、その対象となる優良事業者の「優良」判断に係るある程度画一的な基準が必要と考える。	1
	優良事業者の許可の更新期限を延長することについては理解できるが、優良事業者の認定基準が各市町村ごとに異なる状況が生じ、複数の市町村から許可を取得している事業者にとって、混乱することが懸念されるほか、申請の負担増が予想される。	1
	期間を任意に決定できることになるとそこに恣意的な判断が入り業者との軋轢が生じるおそれがあるため	2
	許可期間を選択できることは事務の効率化になるが、条例化の事務を考えるとそれが顕著なものとはいえない。	2
	一般廃棄物処理計画へ位置付けられ、自治体の実情によって判断されるものと解されるが、優良認定等による事業者への動機付けには賛同するが、当市にあつては不適切業者の指導、さらには処分に重点を置かざるを得ない現状があり、本件をもって一般廃棄物の適正処理が推進される効果は少ないと考える。	1
	市施策に対する協力へのインセンティブ制度としての有効性は考えられるが、現時点では更新審査時のチェック機能を重視し、許可期限延長以外の方法で行うべきものとする。	2
	一般廃棄物処理については、毎年策定する一般廃棄物実施計画に基づき計画的に事業を執行しているところであり、現在の許可期間である2年間において特に不都合が生じていないため。	2
	現状で問題がないため。	2
	現状、2年更新という中で、処理運搬業者を監督しているが、更新延長の結果、十分な監督が出来ない可能性があるため。また、証拠不十分のため取り締まれない非優良企業も存在し、そのような企業と優良企業の差別化は、不十分な証拠では難しいため。	3
	一般廃棄物については収集運搬の許可を出していないため	1
	本市においては、収集運搬業の許可を、比較的短い2年ごとに更新をすることによって、業者に対する収集運搬方法等の確認・指導を徹底することが可能となり、廃棄物の適正処理のさらなる推進が期待できるため、現行の2年の許可期間について問題はない。しかし、他市においては、許可期間を延長することで、優良事業者に対し、ごみ減量への協力の動機づけとなる場合もあることから、許可期間の条例委任について検討の余地はあるものとする。	1
	現行で問題は生じていない。	1
	許可期間を定めるには、相応の理由があると考えますが、自治体が選択可能な制度とすることは、一部の事業者のみ優遇を受けることになるなどの問題は生じないのか疑問であるため「どちらとも言えない」とした。	
定期的に欠格要件調査、納税状況等の審査、業務実績報告を受けることにより、業の適正運営の確認を行うことができる。		
不要	一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、一般廃棄物処理計画に基づき、計画的に収集運搬を行う必要があることから、従前、1年としていたが、平成9年に国の申請負担軽減対策に基づき現行の2年に延長されたものであり、更なる許可期間の延長については、処理計画期間との乖離が大きくなる懸念があるため。	1
	今後の未投資が掴めない現在の社会情勢のなかで、許可業者の経営基盤等を把握し、安定した廃棄物の収集運搬業の適否を見極めるためには、一定期間内の更新手続きが必要と思われる。	1
	一般廃棄物収集運搬業者のみならず、一般廃棄物処分業者に関しても、その状況を行政が把握する必要性があり、現行の2年間の許可期間は妥当であると考えられるため。	1
	本市では、これまで、法令に基づき一般廃棄物収集運搬業の審査を行い、適正な収集運搬を行うよう指導を行ってきた。一般廃棄物収集運搬業の許可については、市町村の一般廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画との整合性をとるため、全国一律に法律で許可期間を定めることが望ましい。	1
	優良事業者の優遇という趣旨であれば、法令等に新たな規定を追加することで対応可能であり、条例委任は特に必要ないとする。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の8を見直し、現在の許可期間(2年)を延長することは必要と考える。	2
	許可期間の延長の必要がないため	1

不 要	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の期間は、岐阜市が許可業者の業務状況を把握する期間として、許可業者が一般廃棄物収集運搬業務に対する責任等を再確認する期間として、それぞれ適当な期間であると考えられるため。 ・権限移譲により自治体ごとに独自の許可期間を設定することで、複数の自治体からの許可業者が、更新等の事務手続きの際に混乱し、不利益を被る可能性が考えられるため。 ・許可期間の延長が、許可業者の業務怠慢に繋がることも考えられるため。 	1
	市町村に成り代わって一般廃棄物を処理する事業者に対する許可であり、優良な事業者であることが前提であり、かつ、それらを厳密に管理する必要があると思われるため。	2
	一般廃棄物の処理責任は市であり、能力が確かな事業者に対して許可するものであるため、優良事業者といわれる区分を設ける必要はないと考える。また、優良事業者の判断基準を産業廃棄物と同様な対応とするのであれば、その内容を満足できる業者は少なく、今回の改正の目的が達成できないと考えられるため。	1
	優良事業者の定義が充分になされていない中で、地方自治体がそれを理由に許可年限を選択可能な制度とするのには無理がある。	2
	ごみの減量、循環型社会形成の推進に、どれほど効果があるか不明である。	1
	更新期間である2年ごとに、事業者の確認を行うことが必要と考える。また、優良事業者の選定基準を定めることも困難であるため。	3
	現行制度において特に支障が無い。本市としては、2年毎に許可業者の研修会を行っており、ごみの適正処理を徹底している。	1
	一般廃棄物収集運搬業の許可の期間を単純に条例委任事項とすることは、全国にあまたある市町村によって許可期間に差異を生じ、不適格な業者の排除に機能している申請に対する審査の頻度に差異を生ずることになりかねない。 許可の期間については、現行のとおり国の法令で定め、産業廃棄物処理業と同様に、優良処理業者認定制度を創設してもらえばよいと考える。 なお、収集運搬業に限定せず、処分業を含めた処理業として取り扱うべきと考える。 また、許可期間を延長することには賛成する。	1
	一般廃棄物は、市民生活において「身近なもの」であることから、役員・車両等の変更届や更新申請なども、当該事業者が適切な業務を行なっているかどうかをチェックする機会として捉えており、現行どおりでよいと考える。 なお、高知市は収集運搬業の許可業者を9社に限定しているため、9社全てが「優良事業者」となる可能性もあり、単に更新期間の延長だけで、他の業者と差別化する意味がなくなってしまうことになる。	1
	更新期間については、事業者への定期的な立入調査を必要とすることや、経営状況の変化などを考慮して、2年が適当であると考えられるため。	1
収集運搬業者に対する規制のための許可であることから、現行の期間ごとに更新手続きを行うことが望ましいと考える。	—	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 廃棄物処理施設への立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間の廃止(条例委任)

	判断した理由	都市区分
是非必要	事務の効率化が期待できる。	1
	有効期間を廃止することにより、証明書作成に係る事務の効率化が期待できるため。	1
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、立入検査に係る身分証明書の有効期間(現行2年)を地方自治体が選択可能な制度とすることで、事務の効率化が期待できる。	3
	使用済自動車の再資源化等に関する法律では、既に有効期限の定めがないため	1
	事務の効率化が期待でき、有効期間を廃止することの業務等への影響等も特に考えられないことから賛同します。	1
必要	監督する立場である職員の資質を確認する上で、一定の有効期間は必要と考えるが、事務の効率化が期待できることから条例委任を求めるべきと考える。	1
	廃棄物処理法に係る、立入検査をする職員(本市は廃棄物対策課の職員)の身分証明書の有効期間をなくすことは、特段問題なく、事務効率化の観点から有益と考えるため。 なお、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に係る、立入検査をする職員の身分証明書は、有効期間がないが、特段問題ない。	1
	有効期間を設ける必要性がないため。	2
	他の環境法令との整合を図ることにより、事務の効率化が期待できる。	1
	有効期間を設ける必要性が不明である。有効期間が2年間では作成・交付事務が煩雑なため。	2
	立入検査に係る身分証明書の有効期間を地方自治体を選択することができる制度とすることにより、事務の効率化が期待できるため	2
	人事異動の周期からすれば、長期在職者もいるので、有効期間の設定権を有することは柔軟な対応が可能となる。	2
身分証明書の更新の際、新たな証明書が交付されるまでに一定の期間を要するため、その間、立入検査ができないという不都合が生じている。このことから有効期間の廃止は必要と考える。	1	
どちらとも言えない	当該有効期間を自治体を選択可能とすることにより事務の効率化が期待できるものと考えられるが、現在、本市においては、積極的に条例委任を求めるほどの支障は生じていないため。	1
	廃棄物処理施設への立入検査証に係る事務は、中核市固有事務でなく市町村も扱う事務であるが、人事異動のサイクルもあり、どの位の期間が適当かを定めることは難しい。	3
	有効期間を変更することで、事務の効率化につながるとは想定するが、条例化する事務を考えた場合それが特に顕著なものになるとはいえない。	2
	人事異動があるため、大きな不具合は生じていない。	2
	有効期間の有無について支障がないため	1
	事務の効率化には賛同するが、本件については、人事異動等に伴う事務手続きを鑑みると、さほど効率化とならないのではないかと考える。	1
	毎年職員の人事異動があるため、数の多い少ないはあるものの身分証明書の交付は必ず行う必要がある。	1
	特に事務的な負担はないため。	3
	多量の発行が必要な場合を除き、発行回数の減少による大きな効率化は見込めないと考えるため。	1
	現在の廃棄物処理施設への立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期限(2年間)に証明書の発行に係る事務量はそれほど多くないため、現状では問題はない。 ただし、地域の実情に応じて、効果があるのであれば、検討の余地はあるものとする。	1
身分証明書の有効期間について、有効期間を「その職務にある期間」とすれば、該当職員に対する証明書は1度発行すれば足りることから事務の効率化には繋がるが、更新手続きにかかる事務の負担は、さほど大きくなく「中核市として積極的に条例委任を求める」ほどの内容ではないと考える。	1	
証明書有効期間内に異動した職員への対応といった、新たな問題の発生について考慮する必要があり、有効期間の制定においても各自治体の柔軟な対応が求められると考えるため。	1	
有効期間を地方自治体を選択可能な制度にすることで、どれだけ事務の効率化が図れるのか不明であるため「どちらとも言えない」とした。		
不要	仮に有効期間を廃止したとしても、一般的には、有効期間は当該職員の担当課在籍期間であるため、このことにより事務が効率化されることは考え難い。	1
	人事異動に伴う交付事務も毎年発生していることから、一概に事務の効率化に繋がるとは言い難く、条例委任し規定するほどのものではないと判断する。	1
	本市では、これまで、法令に基づき当該身分証明書の発行手続きを適正かつ円滑に行い、立入検査を支障なく実施してきた。 身分証明書の有効期間については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における当該有効期間の延長により対応すべきと考える。	1
	本件は権限移譲には馴染まず、実施するなら規則改正が妥当。定期的に人事異動もあり、立入証は変更せざるを得なくなるため。	2
	産業廃棄物については、運用上支障がないため。また、施行規則第14条では、一般廃棄物及び産業廃棄物について規定しているため、一般廃棄物についても、産業廃棄物との整合性を取る必要がある。	2

不要	事務量の削減は、さほど期待できない。	1
	現行制度において特に支障が無いため。	1
	全国で排出される廃棄物の約90%は産業廃棄物であり、立入証を使用する場合の対象物は、圧倒的に産業廃棄物が多い現状である。産業廃棄物に関する事務は第一号法定受託事務であり、立入証の有効期間は、国が本来果たすべき役割に係るものとして、国が定めるべきものとする。なお、有効期間を延長することには賛成する。	1
	様式では表面に写真を貼付し、裏面に法律の該当する条文の抜粋を記載することとなっている。年齢経過に合わせた写真を添付すべきで、法律も随時改正されるので、有効期間があつてよいと考える。	—
	事務の軽減ができること、有効期間の過ぎた身分証明書がなくなり、立入調査が円滑に行えること。	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

【移譲事務・権限の項目】 特定非営利活動法人の設立認証、立入検査等に関する事務の移譲

	判断した理由	都市区分
是非必要	本市では、地域で活動するNPOと連携を深め協働によるまちづくりを進める観点からも、認証事務の移譲は有効であると認識していることから、平成25年度の移譲を目指し県及び関係各課と協議を進めているところである。	1
	NPO法人の設立申請や毎年度の事業実績報告の提出窓口となることによって、市民活動の実践者との情報交換や相談等がしやすくなることから、市民協働のまちづくりの推進が期待できる。	1
	住民に身近な市で事務処理ができることから、市と活動団体の距離が近づくとともに、市内の活動団体として、自身の住んでいる街を活性化させる機運の高まりと市民協働のまちづくりが促進される。	1
	政令指定都市が事務を有するため。 現在、姫路市は「県から市町への権限移譲検討会議 中核市部会」において、政令市並みの権限移譲を念頭に県と協議しており、移譲される事務に見合う財源と人員が確保されることを前提に判断した。	1
	法人設立認証事務等を有することにより、法人の運営状況等を把握することができる。 これにより、今後、税額控除の対象となるNPO法人を条例で個別指定する制度を検討・導入する上で、指定要件の審査等における事務の正確性・効率性を高めることができ、市民活動の促進につながると期待できるため。	1
必要	認証等の権限移譲を受けることにより、NPO法人の活動状況を深く理解することができ、市民活動支援や市民協働事業の際に活用することができるため。	1
	・移譲対象となる法人は、移譲される中核市のみならず事務所を有する法人であり、主に地域密着型の活動を行っている場合が多いので、認証事務等を有することで市民との協働による地域づくりの機運が高まる。 ・住民に身近な市で事務処理ができるようになり、基礎自治体と住民との距離がより近くなることや、地域協働の推進につながることが期待される。	1
	事務処理の特例条例により、平成23年4月1日付けで、県から本市に権限移譲されている。 NPO法人の内容を把握することで、当該法人の特性を活かした協働のまちづくりや、市民活動に対するきめ細やかな支援が可能となっている。また、申請窓口が市民に身近になり、利便性の向上が図られている。 なお、NPO法人に関する法解釈については幅が生じやすいので、県などの他自治体と、運用に差異が生じないように、共通認識を形成することが課題となっている。	1
	特定非営利活動法人の設立認証等業務を通して、法人と市のコミュニケーションを図り、情報を集約・発信することで、協働のまちづくりを推進するきっかけとなることが期待されるため。	2
	市民との協働のまちづくりを進めるにあたり、中核市に住所を有する法人についての設立及び検査等に関する事務移譲は必要と考える。	1
どちらとも言えない	市民との協働による地域づくりを進めるために、自治体が地域活動団体に関する情報を把握していることは有効であり、NPO法人の認証事務もその一助になるとは考えられるが、事務の対象が法人に限定されていることから、地域協働の推進を期待できるものではないと考える。	1
	事務権限を委譲するには、市側での人材育成や準備に時間を要すること。また、あわせて周知にも時間が必要なため	2
	本市で活動するNPO法人には、岐阜市内にとどまらず近隣市町、さらに県域レベルの活動範囲を持つ団体が多く、権限移譲によって、各自治体の対応に違いが生まれ、NPO法人の活動に支障をきたすリスクが考えられるので、県が広域で情報集約・調整機能を担う必要があるため。	1
	愛知県では東三河県庁が設置され、豊橋市に東三河総局が置かれていることから、今後の県の中での事務移譲の動きによって市の必要度も変わる可能性があるため。	2
	・地理的利便性の向上により、左記の行政サービスが、身近な場でより細やかに提供できるようになり、住民サービスの向上が一層図られる。 ・行政能力の向上や経験の蓄積など市の権限拡大が考えられる。 ・人的経費をはじめ諸経費の負担に比して、左記移譲によって達成される効果は小さいと考える。	2
	事前相談、認証事務等やきめ細かい監督が一元的に行われ、自治体とNPOとが協働しやすくなると考えられるが、事務処理に伴う財源と人員の確保など、大きな負担が予想される。	2
	事務に係る経費及び人員が確保されるのであれば権限移譲も可能である。しかし、奈良県・奈良市の二つの行政で法人認証の手続きを行うと、判断に統一性が保たれない可能性も考えられるため、現状では「どちらとも言えない」と判断する。	3
	法人の認証手続きが市内にある県施設で行っているため。また、本市ではNPO団体の活動拠点の場としてNPO・ボランティアサロンを運営しており、NPO団体との密着した関係づくりが行っているため。	1
	当該事務の移譲に伴いNPO法人の実態の把握が可能となりより密接な連携が見込まれる反面、市内70NPO団体の認証、管理、事業報告の受理等事務量の増大に対応する体制づくりが必要であるため、今後の検討課題としたい。	1
	単に認証業務及び立ち入り検査等に関する事務の移譲にとどまらず、当該中核市内に事務所を有するNPO等への支援に関する補助事業や新しい公共支援事業といった事務を当該中核市において実施すべきこととなることが予想され、人員及び財源の裏づけを十分検討する必要があるものと考えている。	1
	中核市のみならず事務所を有する法人について権限を移譲することは、それ以外の法人については県に事務が残る二重行政となり、広域的に活動しているNPO法人にとっては所轄官庁が分かりづらくなる恐れがある。本市としては、現状のままで県・市・特定非営利活動法人と連携を密に取りながら、協働していくことが有効だと考える。	1
	住民に身近な市で事務処理が可能であり、地域における法人の状況を認識でき、地域での協働にもつながることが期待できる。 県庁所在地であり、住民の手続きに要する時間に変化はないと考えられるが、逆に書類提出部数等が増え法人の負担になっていることが考えられる。	1
市民との協働のまちづくりとしては必要性を感じるが、中核市移行が円滑に進んだのちに再検討したいと「どちらとも言えない」とした。		

	当該事務権限の移譲が、市民協働意識の醸成等につながると思えない。また、本市の現状では、特に問題や市民、団体等からの要望もない。	1
	NPO法人は、移譲される中核市のみを活動の場と限らず活動を行っている場合が多いので、広域的視点での設立認証及び指導が必要。また、設立の届出等に関しても、市内に県庁があるため届出者に対するメリットもない。	3
	高崎市は、認証を行う群馬県庁が隣接する前橋市にあり市民の移動距離等の負担も少なく、現時点においては必要とは考えていない。	3
	市内に県の出先機関があり、法務局や税務署も市内にあるため、NPO(法人)側にとって、設立認証や運営に要する手続きにおけるメリットに変わりはなく、他市町のNPO法人等の活動情報も得られにくくなるため。	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人格を取得することに伴う事務手続きの煩雑さなどに比べて、メリットがあまりないと考えるため、市内で非営利の公益活動を行う市民活動団体に対して、特定非営利活動法人格の取得を積極的に推進する施策をとっていない。また、特定非営利活動促進法の施行から10年以上が経過するなかで、国の公益法人制度改革によって、一般社団法人が登記のみで設立可能となるなど、特定非営利活動法人の位置付けが相対的に低下しているように思われる。 ・法人としての専用の事務所があり、その住所を登記しているケースよりも、理事など役員の個人宅を住所として登記しているケースの方が多く、特定非営利活動法人が主たる事務所を置く地域で、地域密着の活動を行っているとは必ずしも言えない。実際には、市内に事務所を有する法人であっても、市域をまたいで広範囲に活動を行っていることが多く、政令指定都市を含めた市単位で認証事務等を行うことは非効率的で、権限移譲による効果は期待できない。 ・特定非営利活動法人の手続きに関する書類は、その多くが郵送により提出されているのが実態で、事務処理を通じて基礎自治体との距離が短くなることは期待できない。なお、今回の特定非営利活動促進法の改正に伴う、政令指定都市への権限移譲の効果についての検証が行われていないなかで、中核市市長会として意見をまとめることは時期尚早と思われる。 	2
	現行の体制では、専門的知識、事務量ともに対応が困難である。また、法人の立場からしても認証区域が狭いと事務所の移転に伴い手続きをしなければならぬため煩雑である。	2
	現状の体制で充分機能しているため。	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人情報の取得など、一定のメリットは否定できないが、現時点でも県のホームページなどを 通じて情報を取得しており、移譲によるメリットは僅少。 ・中核市のみに住所を有する法人でも、当該法人の活動地域が近隣市町を含む広域に及ぶ 場合も考えられ、中核市のみで認証・立ち入り検査等の判断を適切になしうるか疑問。 ・県及び中核市で、その認証及び立ち入り検査等の事務に差異が生じる恐れあり。 	1
	NPOの活動は区域を限定しない活動であり、市域を超えた活動の効果が市域外に及ぶため、地方行政の広域的な部分を担う県が事務を行うことが望ましいと考える。	1
不要	本市においては市民活動団体の登録制度がある。地域密着型の公益活動等を行う団体の認証等はこの制度で対応しており、現状では左記移譲は不要であると考えます。	2
	将来的には必要と考えるが、現状で特に不都合がないため、先のNPO法の改正で、認証が政令指定市にも移譲されたばかりであるので、その状況も確認の上、判断していきたい。	1
	特定非営利活動促進法第12条により、所轄庁は要件を満たす場合に設立を認証することになるが、これとは別にNPO法人の健全な発展を図る観点から内閣府が「NPO法の運用方針」(平成15年3月25日)を策定した。これを受けて兵庫県では、これまでの運用実績や実態に即した「兵庫県におけるNPO法の運用指針」(平成16年3月18日)を定めており、兵庫県独自の判断基準を持っている。このため、中核市が認証事務を担当することになれば、市によって判断にばらつきが出る可能性があり、統一した基準で審査することが困難となる。以上のことから、NPO法人の認証・認定事務を所管するには、相当な人員、相当な人材育成、相当な準備期間等を要するものとする。立ち入り検査等に関する事務についても、同様に相当な人員、相当な人材育成、相当な準備期間等を要するものとする。	2
	本市では、NPOの法人格の有無にかかわらず、広く市民公益活動団体を協働の相手方と考え、全ての市民及び団体を対象に、市民企画提案事業や各種講座・交流会を実施しており、NPO法人の認証事務等の移譲がさらなる市民活動の活発化、協働によるまちづくりの推進に直接結びつくものではないと考えている。	3
	本市に事務所を設置するNPO法人にとっては、書類の提出先が県から市に移るだけで、市内で手続きすることに変わりはなく、特段のメリットがなく、事務の移譲による人員増に伴う県からの財源保障が得られないと考える。また、今回の法改正において指定都市までの権限移譲となっていることに加え、事務所を松山市に設置しているものの団体の活動は市外に及んでいる法人が多く、認証取り消し等の処分の判断をするにあたり、活動を十分に把握することが困難であると考えます。そのため、本市において独自の取組みとして、市民活動推進条例を制定し、まつやまNPOサポートセンターを設置、法人格を取得して自立経営できるような団体の育成支援を行っている。	1
	認証事務等と協働推進との関連性が見いだせない。	1
	<p>NPO法人の認証事務等の権限が中核市へ移譲されると、NPO法人を目指す団体やNPO法人にとって申請等における利便性が高まるとともに、市内NPO法人との関係が強化され、協働を推進するという点において効果があると考えられる。</p> <p>しかし、権限の移譲にあたっては、その効果とそれにかかる経費や業務量等についてよく検証したうえで実施するべきである。平成24年4月のNPO法改正により、新たに認定事務が都道府県に移管され、それに伴う新たな業務が開始されたところだが、その業務量や経費等について、現状では検証できる状況になく、当面事務移譲の推移を見守る必要がある。</p> <p>また、移譲した場合、対象となる法人は、市内にのみ事務所がある法人に限られており、市外にも事務所がある法人は、都が認証等を行うことになる。このため、都内の法人データについて、都で一元的に管理・閲覧できるようにすることが不可欠で、また市が認証した法人についても必要に応じ都で閲覧できるよう整備する必要がある。さらに、法人にとっても窓口が複数あることで、どちらに申請や相談をしてよいかわかりにくい状況となる。</p>	—
	現在、権限を有する県と本市担当部署は距離的に近く、市民サービスの向上はさほど図れない。また、対象地域が県全域にわたる事務等については那覇市が単独で執行することが不可能で、那覇市とそれ以外で登録データが二分されることにより、市民が特定非営利活動団体の閲覧をする際は2カ所で確認が必要となりサービスとしては後退する。県内NPO法人登録データを那覇市と県が二重で管理し、県NPOプラザで行っている同業務を那覇市で行うことは効率的ではない。	

※ 都市区分欄の数値は、次の分類を示す。(1:都市圏単独中心型 2:大都市近郊型 3:その他(1及び2に該当しない都市))

地域主権改革(第1次・第2次)一括法に係る条例制定における独自基準

【独自基準】

回答数: 41市/48市

法律名	独自基準		内容説明
	事項	該当市数	
地方公営企業法	利益のうち欠損金をうめた後の残額の処分方法を緩和	1市	「残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立てなければならない。」を、「残額の全部または一部を積立金として積み立てることができる。」に緩和
	利益の処分	1市	事業年度末日において企業債を有する水道、ガス及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、毎事業年度生じた利益のうち地方公営企業法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の10分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金（企業債の償還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。）の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の10分の1に満たない水道事業等にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないとする。 事業年度末日において企業債を有しない水道事業等及び企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた水道事業等は、欠損金補てん残額の10分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した水道事業等にあつては、欠損金補てん残額の10分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を建設改良積立金（建設改良工事に充てる目的のため積み立てるものをいう。次項において同じ。）として積み立てなければならないとする。
	減債積立金及び建設改良積立金の用途の制限	1市	減債積立金及び建設改良積立金は、その目的以外の用途には使用することができないものとする。
	資本剰余金の処分	1市	事業年度ごとに生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。
	みなし償却	1市	みなし償却にかかる資産の廃棄等により生じた損失の直接補填を引き続き行うため、その取扱いについて規定。
	児童福祉法	保育所に係る施設設備基準の上乗せ	15市
国の基準を上回る職員配置		14市	乳児院、保育所、児童養護施設について、児童を直接処遇する職員の配置基準を引き上げ
安全管理体制の整備		12市	・非常災害に対する具体的計画の策定を義務付け ・地域住民や医療機関、社会福祉施設等との連携協力を努力義務化 ・災害時要援護者の受入れ配慮を努力義務化 など
人権擁護の推進（研修体制の整備、推進員の配置など）		6市	・人権擁護に関する職員研修の実施 ・人権擁護推進員の配置 ・入所者の秘密保持 など
保育所の設備の特例の削除		3市	保育所の食事の提供に関する設備の特例を削除し、自園調理を行う。
記録の整備		3市	サービス提供に係る書類の5年保存を義務化
衛生管理の徹底		2市	食事を調理する者の健康診断において検便検査の実施を規定

法律名	独自基準		内容説明
	事項	該当市数	
児童福祉法	設備の追加	1市	乳児院等、一部施設の設備の基準に園庭、駐車場等の努力義務設備をそれぞれ追加
	施設入所者への社会生活上の便宜の供与	1市	障害者支援施設及び障害児入所施設においては、施設（事業者）として入所者の外出の機会を確保することを努力義務化
	多職種間の連携	1市	他のサービスや医療など地域の社会資源の把握と連携に関する職員への教育機会を確保することを努力義務化
	暴力団排除	1市	申請者資格について暴力団員ではないことを明記
	虐待防止対策	1市	人権の擁護や虐待の防止等のため、責任者の設置や体制の整備、研修の実施を行うことを努力義務化
	食育の推進	1市	食育推進員の配置 など
老人福祉法	居室定員、施設基準等	25市	<ul style="list-style-type: none"> 一の居室の定員は原則1人。ただし、必要と認められる場合は4人（国基準：2人）とする。 廊下及び階段への手すりの設置 居室へのブザーの設置 など
	非常災害対策	13市	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に関する具体的計画の策定 災害発生時における避難所等への介護職員の派遣を努力義務化 地域との連携 非常食の備蓄 など
	記録の整備	13市	サービス提供に関する記録の保存期間は5年とする。（国基準：保存期間は2年）
	人権の尊重と虐待の防止	6市	「職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保」するよう義務化
	地域等との連携	4市	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する成年後見制度に係る事業への積極的な参加 関係自治体、近隣住民、医療機関、他の介護サービス事業者等との協力体制の構築
	衛生管理	3市	感染症の発生及びまん延の予防に必要な措置として、予防指針の策定及び従業員に対する周知を義務付けること。
	人材の育成	2市	「職員への教育機会を確保」するよう義務化
	利用申込者に対する説明と同意	1市	事業者はサービス提供の開始についての利用申込者の同意は、書面により得ること。（国基準：同意をえることとあり、その手段までの基準はない）
	運営規定の記載事項	1市	運営規定には営業日、営業時間及びサービス提供時間等を定めること。（国基準：営業日、営業時間等を定めるとあり、サービス提供時間はない）
	介護職員室と看護職員室の兼用（特養）	1市	特別養護老人ホームの介護職員室と看護職員室を兼用可能とする。
	ユニット型サービスの入浴回数の規程（最低週2回）	1市	入浴回数の規定のないユニット型特別養護老人ホームについて入浴回数の最低基準を設定する。
	協力歯科医療機関を定めることの義務化	1市	施設はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう義務化
暴力団の排除	1市	暴力団員が法人の役員、管理者等になることを禁止	

法律名	独 自 基 準		内 容 説 明
	事項	該当市数	
介護保険法	居室定員、施設基準等	30市	<ul style="list-style-type: none"> ・一の居室の定員は原則1人。ただし、必要と認められる場合は4人（国基準：2人）とする。 ・廊下及び階段への手すりの設置 ・居室へのブザーの設置 など
	記録の整備	19市	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に関する記録の保存期間は5年とする。（国基準：保存期間は2年） ・利用者への情報提供
	非常災害対策	11市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画の策定 ・災害発生時における避難所等への介護職員の派遣を努力義務化 ・地域との連携 ・非常食の備蓄 など
	人権の尊重と虐待の防止	8市	「職員に対する、人権擁護、虐待防止等に関する教育機会を確保」するよう義務化
	地域との連携	4市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する成年後見制度に係る事業への積極的な参加 ・関係自治体、近隣住民、医療機関、他の介護サービス事業者等との協力体制の構築
	人材の育成	4市	「職員への教育機会を確保」するよう義務化
	利用者の入浴に関する規定	4市	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴回数の規定のないユニット型サービスについて入浴回数の最低基準（最低週2回）を設定する。 ・適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供すること
	暴力団排除	4市	暴力団員が法人の役員、管理者等になることを禁止
	利用者の権利保護	3市	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族に対する説明及び書面による同意（サービス提供の開始、身体拘束等） ・個人情報の保護
	運営規定の記載事項	1市	運営規定には営業日、営業時間及びサービス提供時間等を定めること。（国基準：営業日、営業時間等を定めるとあり、サービス提供時間はない）
	衛生管理	1市	感染症の発生及びまん延の予防に必要な措置として、予防指針の策定及び従業員に対する周知を義務付けること
	介護職員室と看護職員室の兼用	1市	介護職員室と看護職員室を業務に支障のない範囲で兼用可能とする。
	グループホームにおける入居者の生活実態に即した職員勤務体制の整備	1市	「夜間及び深夜の時間帯を、利用者の生活実態に即して設定」するよう義務化
	事業の適正な実施の確保	1市	訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「評価及び適切な措置を行うこと」を追加
共用型認知症対応型デイサービスの事業者要件の緩和	1市	「運営について必要な経験を有する者」	
協力医療機関等について	1市	協力医療機関（協力病院）の内1つは、市内に所在する医療機関とする旨、努力義務を規定	

法律名	独 自 基 準		内 容 説 明
	事項	該当市数	
障害者自立支援法	非常災害対策	11市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の具体的計画の策定を義務化 ・地域住民や医療機関、社会福祉施設等との連携協力の構築を努力義務化 ・災害時要援護者の受入れ配慮を努力義務化 など
	定員要件の緩和	4市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター、小規模作業所が生活介護事業所や就労継続支援B型事業所等に移行する場合の定員について、当分の間10人以上とすることができるようにする。 ・20人以上と定められている最低定員について、新設から一定の年限について、国の定員の規準を緩和
	暴力団排除	4市	申請者資格について暴力団員ではないことを明記
	人材育成	4市	具体的な研修計画を策定、研修結果の記録し、計画的な人材育成の仕組みを義務付け
	施設基準の追加 ・障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	4市	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新規及び改築に際しては、トイレブザーを必置とする。 ・面積要件を規定 など
	人権擁護、非常災害対策、安全管理対策の推進	3市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護、災害対策、安全管理対策の各推進員の設置 ・人権擁護に関する研修を義務付け など
	同一敷地に設置できる施設制限を追加する。	3市	現省令は、GH・CHは「入所施設又は病院の敷地外にあること」とされているが、さらに「利用者が日中に利用する障害福祉サービスを行う事業所」を追加する。
	同一敷地内に複数の施設を設置する場合の定員についての制限	2市	「入居定員を2人以上10人以下」としている場合、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置する場合にあっても、その入所定員の総数を2人以上10人（ただし、市長が認めるときは20人）以下とする。
	施設の定員について、知事（中核市においては中核市長）が認める場合の例外規定を削除する。	2市	現省令は、既存の建物をGH・CHとして使用する場合の定員は、2人以上20人以下だが、「知事が特に必要があると認めるときは30人以下」とすることができる規定がある。「この30人以下」の特例を削除し、2人以上20人以下に統一する。
	記録の整備	2市	利用者に対するサービス等の提供に関する諸記録等を整備し、その完結の日から5年間保存する。
	設置禁止規定の緩和の規定 ・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	2市	共同生活介護及び共同生活援助について、入所施設等と同一敷地内の設置禁止規定を緩和し、一定の条件を満たす場合は設置可とする
共同生活介護及び共同生活援助の設置禁止規定の緩和の規定 ・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	2市	共同生活介護及び共同生活援助について、入所施設等と同一敷地内の設置禁止規定を緩和し、一定の条件を満たす場合は設置可とする。	

法律名	独自基準		内容説明
	事項	該当市数	
障害者自立支援法	地域との連携	1市	市が実施する成年後見制度に係る事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
	施設等の運営基準	1市	感染症の予防・まん延の防止を図るため、必要な措置を講ずるよう努めさせるもの
	地域活動支援センターの運営主体に法人であることを追加する。	1市	現省令では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の運営主体は法人とする旨規定されているが、地域生活支援事業である地域活動支援センターについても、法人とする規定を追加する。
	施設入所者への社会生活上の便宜の供与	1市	障害者支援施設及び障害児入所施設においては、施設（事業者）として入所者の外出の機会を確保することを努力義務化
	多職種間の連携	1市	他のサービスや医療など地域の社会資源の把握と連携に関する職員への教育機会を確保することを努力義務化
	滋賀型地域活動センターの位置づけ	1市	滋賀型地域活動センターの位置づけ
	歯科検診の定期実施の努力義務化	1市	障害者支援施設における歯科検診の定期実施を努力義務化
公営住宅法	入居基準の緩和	10市	<ul style="list-style-type: none"> 同居親族要件の例外規定である単身入居の対象者を拡大 子育て世帯に対する要件緩和 単身入居を認める際の年齢を従来の60歳以上から20歳以上に引き下げる。 など
	入居者資格要件（収入基準）の規定	8市	市営住宅に入居することができる者の収入基準を条例に規定
	入居者資格要件（同居親族要件）の規定	7市	入居者資格要件のうち「同居親族要件」について、現行条例から継続して規定
	整備基準の上乗せ	6市	<ul style="list-style-type: none"> 「整備基準」の「住戸の基準」の項目に対し基準の上乗せ 集会所の整備基準に「地域の実情への配慮」を追加
道路法	道路構造の技術的基準	3市	<ul style="list-style-type: none"> 交通量の少ない山間地等の道路は、1.5車線での道路整備 道路幅員
	道路標識の寸法	3市	<ul style="list-style-type: none"> 標識の寸法や文字の大きさを現政令基準より大きくする。 景観との調和
道路法	第1種1級、第3種1級の削除	1市	本市に該当しない左記項目については条例化しない。
	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者及び自転車の安全な環境を確保 道路の積極的な緑化を図るなど環境への配慮 	1市	<ul style="list-style-type: none"> 歩道幅員基準の緩和（最低歩道幅員$W \geq 1.5m$） 柵、駒止、植栽などの防護施設を設置 歩行空間と自転車走行空間を分離 道路空間の緑化 など
	<ul style="list-style-type: none"> 道路の構造区分の追加 歩道を設置しない場合の路肩幅員 平面交差点付近の車道の幅員 	1市	<ol style="list-style-type: none"> 第4種第4級の道路区分を追加 歩道を設置しない場合の路肩幅員を1.25m以上とする。 右折車線等におけるやむを得ない縮小値を地方法部の第3種道路にも適用可能とする
河川法	準用河川に係る技術的基準の除外	2市	ダム、高規格堤防、霞堤、湖沼など、準用河川に該当しない左記項目については、条例化しない。
	準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準	1市	政令で定める基準を参酌し、計画高水位や管理用通路等、長崎市の準用河川の実情に合わせた基準を定める。

法律名	独 自 基 準		内 容 説 明
	事項	該当市数	
社会教育法	公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準を追加	2市	・教育委員会が行う委員の公募に応募した市民 ・その他教育委員会が必要と認める者
図書館法	図書館協議会委員の任命基準の追加	7市	・委員会が行う公募に応じたもの ・図書館において市民活動を行う団体の代表者 ・委員会が必要と認める者 など
博物館法	博物館協議会委員の任命基準の追加	4市	・地域との連携に資する活動を行う者 ・公募による市民 ・委員会が必要と認める者 など
生活保護法	非常災害対策	9市	・災害の種別に応じた個別計画の作成 ・計画の施設内での掲示の義務付け ・非常食・飲料水・日用品等の備蓄の確保 など
	人権擁護	5市	・職員による利用者又はその家族の秘密漏洩禁止 ・保護施設が、秘密漏洩防止に必要な措置を講じなければならないことを規定 ・虐待防止 ・職員研修の実施 など
	施設の設備及び運営に関する基準	2市	施設の適切な運営に関する規定を追加
	記録の保存期間	1市	サービス提供の記録の保存期間を2年から5年に変更
	衛生基準	1市	食中毒の予防に関する規定等を加える。
社会福祉法	非常災害対策	8市	・非常災害に関する具体的計画の策定 ・建物の（準）防火構造 ・非常食・飲料水・日用品等の備蓄の確保 など
	記録の整備	8市	サービス提供に関する記録の保存期間は5年とする。（国基準：保存期間は2年）
	人権擁護	7市	・職員による利用者又はその家族の秘密漏洩禁止 ・保護施設が、秘密漏洩防止に必要な措置を講じなければならないことを規定 ・虐待防止 ・職員研修の実施 など
	居室の定員	2市	一の居室の定員は、原則一人とするが、地域の実情又はサービス提供上必要と認められる場合は4人以下とすることができる。（国基準：一の居室の定員は一人）
	地域の支援体制の構築	2市	・「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加 ・適宜行う行事について「地域との交流行事」を追加
	協力歯科医療機関を定めることの義務化	1市	施設はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう義務化
	暴力団の排除	1市	暴力団員が法人の役員、管理者等になることを禁止。
	運営規定の記載事項	1市	運営規定には営業日、営業時間及びサービス提供時間等を定めること。（国基準：営業日、営業時間等を定めるとあり、サービス提供時間はない）
	衛生管理	1市	感染症の発生及びまん延の予防に関する指針の策定及び従業員に対する周知を義務付け

法律名	独 自 基 準		内 容 説 明
	事 項	該 当 市 数	
水道法	技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の範囲	1市	「配水施設の増設又は改造に係る工事」を追加
	水道法第12条第2項に基づく同法第12条第1項の監督業務を行う技術者の資格に関する基準につき、政令で規定する要件のほか独自要件を追加	1市	資格基準について法令で規定する要件のほか、水道事業管理者が法令に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者を資格者に追加
都市公園法	都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準	7市	行政区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準を独自に規定（国基準：十平米以上）
	公園施設の設置基準	2市	「街区公園の建ぺい率を「2%」から緩和する。
	地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準	1市	街区公園の規模の標準について、現行の0.25haから0.1haとする。
下水道法	排水施設の構造の基準（排水管の内径）	2市	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管で自然流下によらないものの内径を30mmから50mmに変更 ・施行令で定める基準「排水管の内径100ミリメートル」について内径を大きくし、また排水管の種類によって基準を変更
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	歩道等（路面電車停留場）に関する基準	10市	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差、身体障害者用ブロックの設置及び勾配 ・幅員 ・排水施設の構造 など
	園路及び広場等の基準	5市	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の勾配 ・広場等の出入口の幅 ・排水施設の構造 など
	特定公園施設の設置に関する規定	2市	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の基準による便所の設置 ・多数の者の利用に供する標識 など
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準	6市	<ul style="list-style-type: none"> ・「市長が認める者」に技術管理者講習を修了した者を指定 ・「市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者。」を追加 など
食品衛生法	食品衛生検査施設の設備及び職員の配置基準を定める	1市	「従うべき基準」として定められている設備の一部を、ただし書きで除外する。
	食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準について、追加して記載	1市	検査部門責任者、検査区分責任者、信頼性確保部門責任者を配置することを追加
工場立地法	工場立地法に基づく環境施設面積および緑地面積の敷地面積に対する割合	7市	<ul style="list-style-type: none"> ・省令基準を緩和 ・工場敷地内における緑地・環境施設面積率の市独自の基準を設ける。 ・工業専用・工業地域に限り国基準の下限を採用 ・すべての区域に対し、重複緑地面積算入率を緑地面積率の50%以下 など

法律名	独自基準		内容説明
	事項	該当市数	
道路法	市道の構造の技術的基準	8市	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が少ない箇所や地形の状況によりやむを得ない場合等については、2m未満の歩道幅員を認める。 ・曲線半径：設計速度が20km/時で、計画交通量が1日につき500台未満の市道の曲線半径の下限値を緩和。 ・透水性舗装により、排水のための横断勾配を緩和 ・設計速度20km/時の市道の縦断勾配の上限値緩和 など
	標識の寸法に関する基準	5市	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に合ったサイズの物を設置する。 ・警戒標識の寸法を2分の1まで縮小可能とする。 ・道路標識の寸法、記号・文字の大きさや線の太さを縮小できる規定を設ける。 など
	自転車通行空間の確保	2市	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の交通量が多い道路に自転車走行空間を設ける場合、路肩の幅員を1m以上確保する。 ・自転車道を設けない道路の路肩の幅員については、自転車の通行空間となることを踏まえて、十分に配慮するよう規定（努力義務） など
	植栽帯の設置	1市	歩行者・自転車が安全に通行するためにスペースの確保が必要な場合には、植樹帯を設けないことができる規定を追加
	車線数の決定	1市	設計基準交通量による車線数決定から道路の特性により車線数を減ずることができる規定追加を検討
	待避所の寸法基準の緩和	1市	第3種第5級の道路に設置することとされている待避所の寸法等の基準の緩和（縮小）を検討
	小区間について用語の定義を行う	1市	特例（構造令の一部が適用除外となる）の適用範囲を明確化するために、対象とされる小区間（現状は明確な定義づけが無い）に関する用語の定義づけを検討
	自動車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準を一部削除。	1市	駐車場の利用に関して標識に掲げる事項から「駐車料金の徴収方法」、「割増金の徴収に関する注意事項」を削除
住宅地区改良法	入居収入基準の引き上げ	1市	本来階層及び裁量階層の入居収入基準を158,000円に引き上げ
都市計画法	建築物の新築等に関する緑地率の義務	1市	緑地率が、行為面積での区分に応じ当該緑地率の欄に掲げる割合以上であること
	風致の維持の特に必要として指定する森林伐採を制限できる森林の面積	1市	0.3ヘクタール
	報告又は調査協力に違反したものの罰則	1市	20万円以下の罰金
	着手届及び完了届の手続違反	1市	5万円の過料

政省令で「従うべき基準」とされていることにより主体的な行政運営上、支障を来している事項

法律名	条例事項	支障となっている事象・状況など
食品衛生法	食品衛生検査施設の設置基準	「従うべき基準」とされている検査施設の設置に係る基準について、一部の設備については、法第28条第4項の規定に基づく登録検査機関への委託により設備を整備しているとし準備中。
		委託等による事務処理が十分可能であり、実務上独自に設置する必然性が乏しい施設（例：動物飼育施設）が含まれていることから、地域の実情に応じた基準を定めることができるよう、「参酌すべき基準」へと改めるべきである。
		委託等による事務処理が十分可能であり、実務上独自に設置する必然性が乏しい施設が含まれているが「従うべき基準」となっていることから基準とおりに載せたもので策定する予定である。なお、設置できない施設及び設備については、厚生労働省からの回答により緊急に検査が必要となった場合であっても、県との技術協力の協定を結んでいることから必要な検査の体制が確保されているとの理由で設置はしない。
道路法	橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度	設計自動車荷重については、普通自動車245kN（25t）・小型自動車30kN（3t）と規定されているため、市町村道のなかでも、中山間部や島嶼部の集落または住宅が密集している市街地のような特定の地域における生活道路では、大型車の通過や進入が好ましくなく、また、高速走行は不要であることも少なくはないため、H5年以前に規定されていた14t荷重といった特定地域の生活道路の実情にも配慮できる緩和基準を定めるべきである。
介護保険法	介護老人保健施設の人員基準	従業者の員数のうち医師・看護師の員数については、条例によらず省令に定めるところによる旨定められているが、省令上、看護師と准看護師を一括して「看護職員」として人員基準が定められているため、看護師と准看護師の人員基準の取扱いに差異を設けることは意味がないものとする。 介護保険法に規定する全介護保険サービス事業所の中で、人員や設備等に関する事項の全てが条例委任をされていないものは介護老人保健施設のみであることを鑑みるに、医師・看護師の員数について条例委任されていないことは理解し難く、他の従業者の員数同様条例で定めるものとすべきである。
	介護老人保健施設の施設基準	介護老人保健施設の施設のうち、療養室・診察室・機能訓練室については、条例によらず省令に定めるところによる旨定められているが、上述とおりの介護保険法に規定する全介護保険サービス事業所の中で、人員や設備等に関する事項の全てが条例委任をされていないものは介護老人保健施設のみである。 よって、療養室・診察室・機能訓練室の施設基準について条例委任されていないことは理解し難く、療養室の床面積を「従うべき基準」とすることを除き、他の施設同様「参酌すべき基準」として条例で定めるものとすべきである。